

CLAIR REPORT No.541

フランス自治体の“ごみゼロ”への挑戦

Clair Report No.541 (September 4, 2023)

(一財)自治体国際化協会 パリ事務所



一般財団法人

自治体国際化協会

「CLAIR REPORT」の発刊について

当協会では、調査事業の一環として、海外各地域の地方行財政事情、開発事例等、様々な領域にわたる海外の情報を分野別にまとめた調査誌「CLAIR REPORT」シリーズを刊行しております。

このシリーズは、地方自治行政の参考に資するため、関係の方々に地方行財政に関わる様々な海外の情報を紹介することを目的としております。

内容につきましては、今後とも一層の改善を重ねてまいりたいと存じますので、御意見等を賜れば幸いに存じます。

「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた
場合を除く、本誌からの無断複製・転載は御遠慮ください。

問い合わせ先

〒102-0083 東京都千代田区麹町 1-7 相互半蔵門ビル

(一財)自治体国際化協会 総務部 企画調査課

TEL: 03-5213-1722

FAX: 03-5213-1741

E-Mail: kikaku@clair.or.jp

目次

はじめに	5
概要.....	6
第1章 フランスにおける廃棄物の現状について	7
第1節 一般廃棄物管理 ～はじめに～	7
1 廃棄物処理の考え方	7
2 一般廃棄物	7
第2節 廃棄物排出の実態と近年の推移.....	10
1 一般廃棄物排出量.....	10
2 一般廃棄物の特徴.....	11
3 有効利用.....	12
4 廃棄物管理費用.....	12
5 廃棄物管理における資金調達方法	13
6 廃棄物削減への意識	15
第3節 近年の廃棄物削減に関わる主な動きについて.....	16
1 国際的な背景	16
2 フランス.....	19
第4節 フランスにおける廃棄物管理にかかる権限	24
1 国.....	24
2 州.....	24
3 コミューン間広域行政組織	25
第2章 自治体の取組事例紹介.....	28
第1節 事例紹介1 グラン・シャンベリー	28
1 訪問調査日時	28
2 訪問調査先概要.....	28
3 ヒアリング内容.....	28
第2節 事例紹介2 グラン・ナンシー.....	34
1 訪問調査日時	34
2 訪問調査先概要.....	34
3 ヒアリング内容.....	35

第3節 事例紹介3 ルーベ市	51
1 訪問調査日時	51
2 訪問調査先概要	51
3 ヒアリング内容	52
（コラム）身近に見られる消費の選択肢	57
おわりに	58
参考文献	60

はじめに

近年、国際的な動きとともに、日本でも 2050 年カーボンニュートラルや SDGs に関する目標が掲げられ、2018 年に「第四次循環型社会形成推進基本計画」の閣議決定、2019 年に「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行、2022 年に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行等、様々な整備が進められている。廃棄物分野における政策も、その一端を担うものである。このような中、地方自治体は住民生活に密着して廃棄物管理業務を担い、地域のあらゆるステークホルダーと繋がりを持つ主体としてその役割は重要視されているところ、廃棄物行政を取り巻く状況の変化に合わせ、より幅広い視点からのビジョンと効果的な施策の展開が求められている。

フランスでは、廃棄物対策に関わる近年の大きな動きとして 2020 年に「浪費に対する戦い及び循環型経済に関する法」が制定され、対象品目に対するプラスチック包装禁止の強化等各種措置が施行されているなど、日々の生活からも廃棄物削減や環境への関心の高さを認識させられる場面に出会う。

一般廃棄物管理についてフランスでは、日本と同じく基礎自治体の権限であり、原則、複数のコミューン（基礎自治体）が共同で事務処理を行うための組織であるコミューン間広域行政組織が担うことになっている。自治体は、EU の動きにも牽引されながら、その責務や地域の需要から、廃棄物自体の発生を防止したり、廃棄物の活用を促進したりと、持続可能な循環型経済への移行に向けて、行政以外の関係主体も存在感を出し、互いに連携しながら取組を進めている。

本レポートでは、制度や文化的背景は異なるものの、日本と同様の課題に対して、フランスの自治体がどのように向き合い、どのように取り組んでいるのかを紹介し、現場に携わる自治体へ新たな見方や取組の何かしらのヒントを提供できれば幸甚に思う。

本レポート執筆にあたって、多大なご協力をいただいたグラン・シャンベリー、グラン・ナンシー及びルーベ市の職員の皆様に深く感謝申し上げたい。

一般財団法人自治体国際化協会パリ事務所長

概要

本レポートは、フランスにおける一般廃棄物削減対策にかかる枠組み及び自治体における取組を紹介するものである。

第1章では、まず本レポートを読んでいただくにあたってのフランスの一般廃棄物管理における基礎的な情報を示した上で、一般廃棄物の排出量や特徴、管理コストとその調達方法、人々の環境意識等、フランスの現状を紹介する。次に、廃棄物対策を取り巻く国際環境やEUの政策に触れ、その中におけるフランスの近年の法整備や政策、目標値を示す。また、トピックとして、食品廃棄物対策や有機性廃棄物対策の現状と動きを取り上げる。その後、フランスにおいて、一般廃棄物管理の事務を担う基礎自治体の役割を説明する。

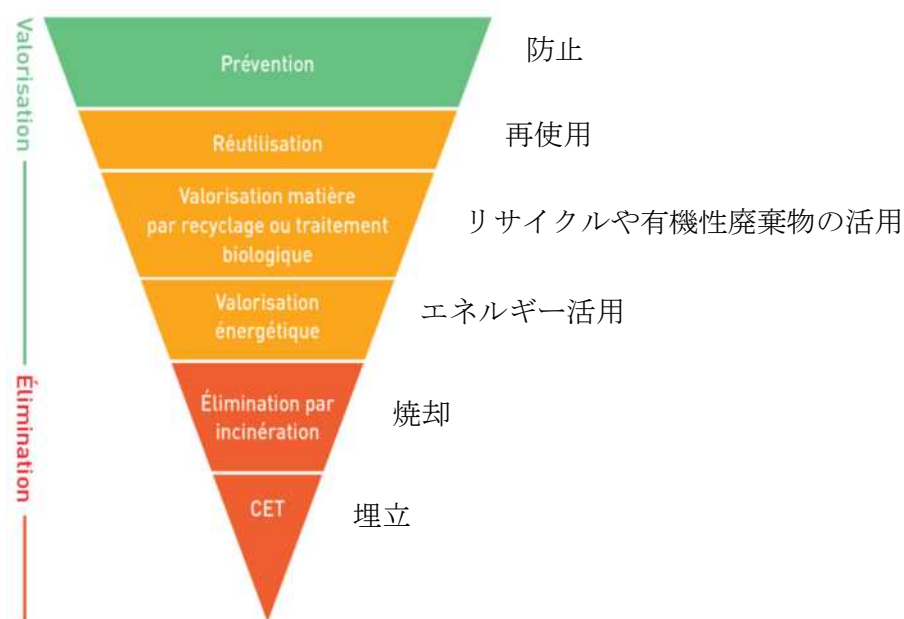
第2章では、廃棄物管理を実際に行うコミューン間広域行政組織（グラン・シャンペリー、グラン・ナンシー）や、管理権限を持たないがごみゼロに先駆的に取り組むコミューン（ルーベ市）を訪問し聞き取り調査の成果として、第1章での事情を背景としながら、実際の現場では、どのような考え方を持って取り組んでいるのか、その事例を具体的に紹介する。

第1章 フランスにおける廃棄物の現状について

第1節 一般廃棄物管理 ～はじめに～

1 廃棄物処理の考え方

環境法典（Code de l'environnement）（L541-1条）では、「廃棄物の防止（prévention des déchets）」をあらゆる廃棄物処理方法よりも優先している。廃棄物の防止とは、廃棄物の発生を抑制し、有害性を低減することを目的とした全ての対策と行動を指す（図1-1）。



（図1-1）廃棄物処理のヒエラルキー（グラン・ナンシーの例）¹

2 一般廃棄物

自治体のサービス対象となる廃棄物（déchets municipaux）は、農業・漁業、建設業、工業、第三次産業等の経済活動からの廃棄物を除く一般廃棄物とされるが、経済活動から排出される廃棄物の中でも、一般廃棄物と同様に収集できるものもある。一般廃棄物は、統計等において、主に以下の用語の使い分けがなされている²（表1-1）。

¹ Métropole Grand Nancy, Rapport annuel 2021, Le prix et la qualité du service public de prévention et de gestion des déchets du Grand Nancy, [\[https://www.grandnancy.eu/publications-legales/rapports-dactivite\]](https://www.grandnancy.eu/publications-legales/rapports-dactivite)（最終検索日：2023年2月1日）

² ADEME, La collecte des déchets par le service public en France Synthèse Année 2009, (2011年6月) [\[https://presse.ademe.fr/files/enquete_collecte.pdf\]](https://presse.ademe.fr/files/enquete_collecte.pdf)（最終検索日2023年1月17日）

La collecte des déchets par le service public en France, Résultats clés 2019 et zooms thématiques [\[https://librairie.ademe.fr/cadic/6021/collecte_des_dechets_enquete_2019-v2.pdf\]](https://librairie.ademe.fr/cadic/6021/collecte_des_dechets_enquete_2019-v2.pdf)（最終検索日2023年2月1日）

- ・ OMR (Ordures Ménagères Résiduelles) 残留家庭廃棄物：
家庭から出る廃棄物のうち、特に包装材や有機性廃棄物など、住民の手で分別された後、ごみ箱に残るもの。
- ・ OMA (Ordures Ménagères et Assimilées) 家庭及び類似廃棄物：
OMR＋類似の廃棄物。瓶、梱包材、紙類等の分別された廃棄物を含む。
- ・ DMA (Déchets Ménagers et Assimilés) 家庭及び類似廃棄物：
OMR＋分別された廃棄物、自治体で収集された経済活動からの廃棄物（事業者からの廃棄物であるが、家庭廃棄物同様に収集されるもの）、家庭用粗大ごみ、廃棄物集積場に持ち込まれた廃棄物を含む。

(表 1－1) 自治体のサービス対象となる廃棄物の内訳³

自治体のサービス対象となる廃棄物 (déchets municipaux)			
自治体の廃棄物 公共緑地・道路・市場 等からの廃棄物	DMA 家庭及び類似廃棄物		
	・ 廃棄物集積場に持ち込まれた廃棄物 ・ 粗大ごみ、木枝、土、がれき等	OMA 家庭及び類似廃棄物	
		OMR 残留家庭廃棄物	分別された廃棄物 瓶、包装容器、紙類、 有機性廃棄物

残留家庭廃棄物 (OMR) においては、人口の 3 分の 2 が家庭ごとに清掃職員が収集する個別収集サービス (porte à porte) を利用しており、特に農村部ではこの方法が主流であるが、都市部ではスペースが限られているため、住民が自主的に収集場所にごみを持ち込んで収集する形 (apport volontaire 本稿 29 頁写真参照) による収集がより一般的である。日本と比較すると、住民が行なう分別作業量は少なく、住民が分別した廃棄物は、分別センターへ運搬された後、更に分別が行われている。

³ La collecte des déchets par le service public en France, Résultats clés 2019 et zooms thématiques, [https://www.ordeec.org/fileadmin/user_upload/collecte-dechets-enquete-2019.pdf] (最終検索日：2023 年 2 月 1 日) より、著者作成



(図 1 - 2) 廃棄物の種類により色分けされたごみ容器 (シャンベリー市内) ⁴



(図 1 - 3) 家庭ごみ分別の例 (グラン・シャンベリーのごみ分別概要チラシ) ⁵

⁴ 2022 年 9 月 15 日、シャンベリー市にて著者撮影。

⁵ 2023 年 2 月 15 日、チラシ現物を著者撮影。

コンポスト；植物や食品等を微生物の力で発酵・分解させた堆肥。



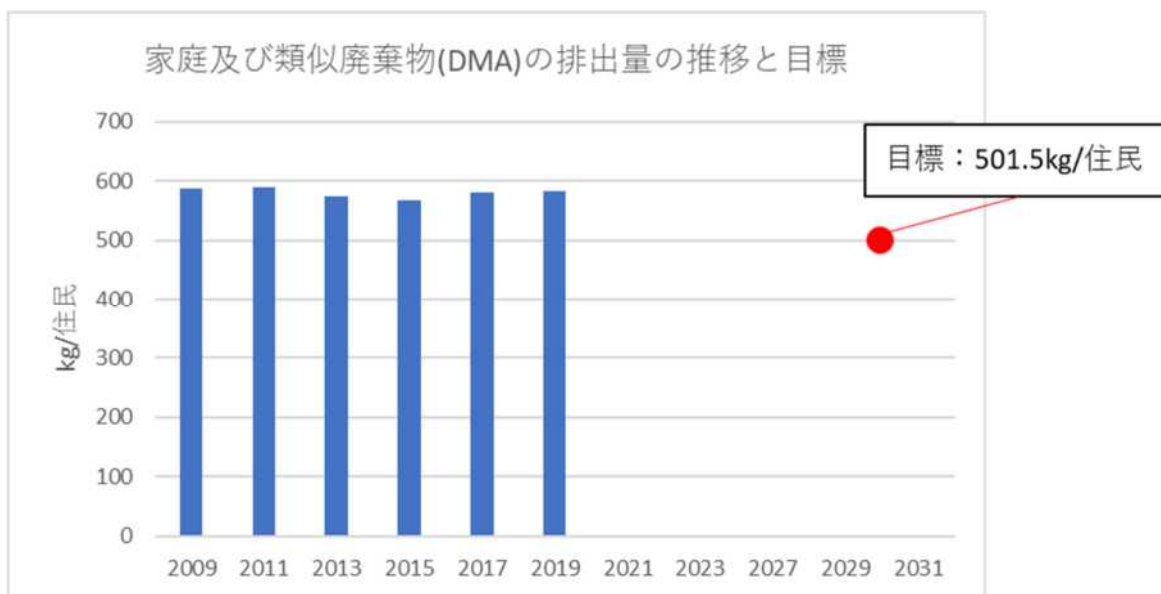
(図 1 - 4) グラン・ナンシーの分別センターの様子⁶

グラン・ナンシーの分別センターは、業者（PAPEREC）が受託し運営している。北東エリア最大規模で、48 の広域自治体から分別された廃棄物が運ばれており、1 年に 4,800 トンの廃棄物を扱う。運搬された廃棄物は、画像識別、風力、磁力等で、自動分別の過程を経た後、最終的に人により分別される。

第 2 節 廃棄物排出の実態と近年の推移

1 一般廃棄物排出量

家庭及び類似廃棄物（DMA）の排出量は、フランス全体で住民一人当たり 582kg（2019）となっており、近年の排出量の推移は以下（図 1 - 5）のとおりである。2015 年以降、増加傾向にあるが、2030 年にまでに 2010 年比で 15%の削減目標を掲げている。（環境法典 L541- 1 条）



(図 1 - 5) 家庭及び類似廃棄物 (DMA) の排出量の推移⁷

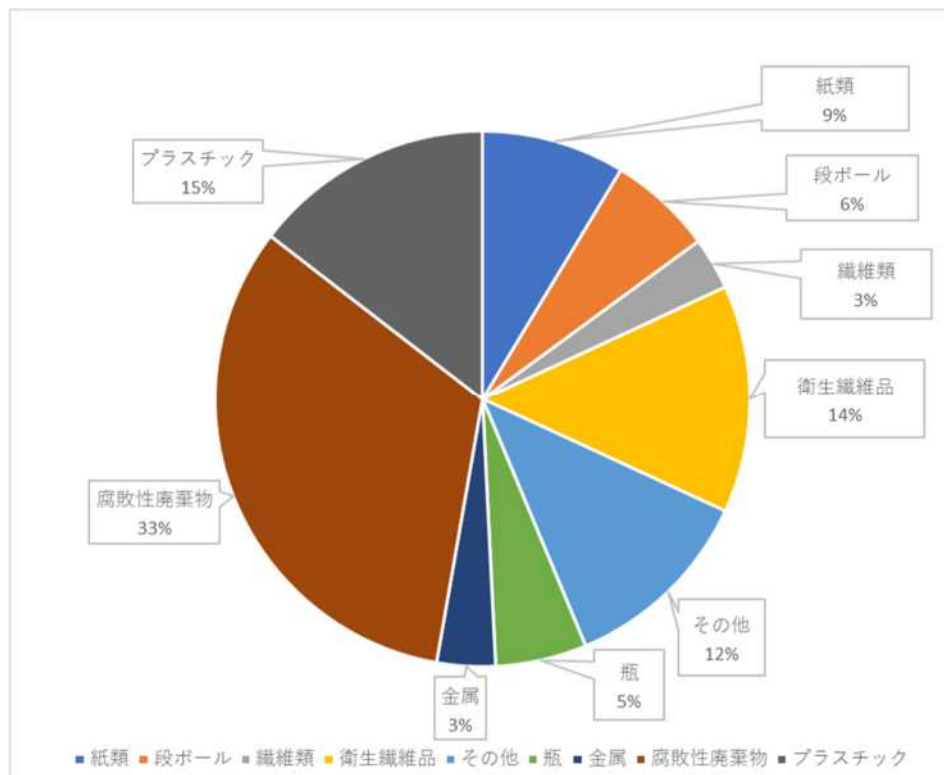
⁶ 2022 年 11 月 23 日、グラン・ナンシーの分別センターで著者撮影。

⁷ ADEME, Déchets chiffres-clés : L'essentiel 2021 [<https://www.piratesduplastique.fr/wp-content/uploads/dechets-chiffres-cles-lessentiel-2021.pdf>]（最終検索日：2023 年 2 月 1

2 一般廃棄物の特徴

自治体が管理する廃棄物のうち、家庭から出るものは約 80%、企業や公的機関から出るものは約 20%を占める。

フランス環境エネルギー管理庁（ADEME）⁸の MODECOM の調査（2017）によると年間一人当たりの 254kg の残留家庭廃棄物（OMR）の内訳は、概ね以下（図 1－6）⁹のとおりとなっている。



（図 1－6）残留家庭廃棄物（OMR）の内訳概要¹⁰

分別されていない等、適切に排出されていない廃棄物は 4 分の 3 を占めているとみられ、そのうち紙類や包装材が 35%、有機性廃棄物は 27%、衛生繊維用品が 14%を占める。¹¹

日）より著者で作成。

⁸ フランスの生態系移行省と高等教育研究革新省の共同権限下にある公的機関。

⁹ ADEME, MODECOM™ 2017 Campagne nationale de caractérisation, [<https://librairie.ademe.fr/dechets-economie-circulaire/4351-modecom-2017-campagne-nationale-de-caracterisation-des-dechets-menagers-et-assimiles.html>]（最終検索日：2023 年 2 月 1 日）

¹⁰ ADEME, MODECOM™ 2017 Campagne nationale de caractérisation [<https://librairie.ademe.fr/dechets-economie-circulaire/4351-modecom-2017-campagne-nationale-de-caracterisation-des-dechets-menagers-et-assimiles.html>]（最終検索日：2023 年 2 月 1 日）より、著者作成。

¹¹ ADEME, QUE CONTIENT NOTRE POUBELLE ?,

3 有効利用¹²

2019 年では、家庭及び類似廃棄物（掘削物、がれきを除く DMA）のマテリアルリサイクル率は 31%、有機物リサイクル率は 16%、焼却によるエネルギー回収は 32%となっている。リサイクル率（有害ではない非鉱物系廃棄物）¹³は、2020 年に 55%、2025 年に 65%まで引き上げる目標を掲げるが、まだこれらを下回る水準となっている。埋立率は 21%であるが、埋立地に受け入れられる非有害・非不活性廃棄物（déchets non dangereux non inertes）の量は、2025 年までに 2010 年比 50%削減の目標が設定されている。¹⁴

4 廃棄物管理費用

フランスの廃棄物管理サービスの全費用（2018）は、平均で住民一人当たり 122 ユーロであり、補助等を差し引いた実質的な負担コストは、住民一人当たり 98 ユーロの換算となっている。コストは、廃棄物排出量の増加に伴い上昇傾向にある。内訳は以下表のとおりである（表 1－2、表 1－3）。

フランスの最高監査機関である会計検査院（Cour des Comptes）の報告書（2022）では、地方自治体において、発生する廃棄物量の削減に充てられている経費は、廃棄物管理公共サービスの総コストの約 1%で、その比率は 2015 年からほとんど変化していないことが指摘されている。その活動は住民の分別意識の向上にとどまることが多いため、今後は、食品廃棄物対策や集積場で受け入れられた廃棄物の修理や再利用を促進する等の具体的な方法によって、その取組範囲を広げることが可能だとしている。

[\[https://librairie.ademe.fr/cadic/755/infographie-que-contient-notre-poubelle.pdf?modal=false\]](https://librairie.ademe.fr/cadic/755/infographie-que-contient-notre-poubelle.pdf?modal=false)（最終検索日 2023 年 2 月 1 日）

¹² Commissariat général au développement durable (CGDD), notre-environnement, Le traitement des déchets [\[https://www.notre-environnement.gouv.fr/themes/economie/les-dechets-ressources/article/le-traitement-des-dechets\]](https://www.notre-environnement.gouv.fr/themes/economie/les-dechets-ressources/article/le-traitement-des-dechets)（最終検索日 2023 年 2 月 1 日）

¹³ Ministère de la Transition écologique et de la Cohésion des territoires, Production de déchets et recyclage en 2018 et 2019 - Synthèse des connaissances [\[https://www.statistiques.developpement-durable.gouv.fr/production-de-dechets-et-recyclage-en-2018-et-2019-synthese-des-connaissances?rubrique=35&dossier=183\]](https://www.statistiques.developpement-durable.gouv.fr/production-de-dechets-et-recyclage-en-2018-et-2019-synthese-des-connaissances?rubrique=35&dossier=183)（最終検索日 2023 年 2 月 1 日）

¹⁴ Direction de l'information légale et administrative, Vie publique, Quelle gestion des déchets en France ? [\[https://www.vie-publique.fr/eclairage/286185-quelle-gestion-des-dechets-en-france\]](https://www.vie-publique.fr/eclairage/286185-quelle-gestion-des-dechets-en-france)

(表 1 - 2) 廃棄物管理サービス費用の使途別内訳 (2018) ¹⁵

収集前(Précollecte) ¹⁶ 及び収集にかかる費用	処理	運搬	管理 啓発 予防
44%	37%	10%	9%

(表 1 - 3) 住民一人当たりの廃棄物管理サービス年間費用のごみ種類別内訳 (平均額) (2018) ¹⁷

種類	残留家庭廃棄物 (OMR)	瓶以外の分別廃棄物	瓶	集積場の廃棄物	その他	全体
平均費用 (*自治体の80%は右記括弧の範囲にある)	55€ (34-76€)	11€ (0-18€)	1.8€ (0.2-3.2€)	22€ (15-38€)	7 € (1.2-1.7€)	98€ (63-130€)

5 廃棄物管理における資金調達方法¹⁸

廃棄物管理においては、家庭廃棄物収集税 (TEOM)、家庭廃棄物収集手数料 (REOM)、一般予算の 3 つの財源調達方法をとっている。

(1) 家庭廃棄物収集税 (以下、TEOM という。 : taxe d'enlèvement des ordures ménagères)

¹⁵ADEME, Déchets chiffres-clés - L'essentiel 2021, Figure 17, Répartition des coûts de gestion des déchets ménagers en 2018 [<https://www.piratesduplastique.fr/wp-content/uploads/dechets-chiffres-cles-lessentiel-2021.pdf>] (最終検索日 : 2023 年 2 月 1 日) より著者で作成。

¹⁶廃棄物収集前の段階における作業で、例えば、効率的に収集を行うためのゴミ箱や分別用コンテナの設置等がある。

¹⁷ ADEME, Déchets chiffres-clés - L'essentiel 2021, Figure 19 , Décomposition du coût aidé de la gestion des déchets en 2018 [<https://www.piratesduplastique.fr/wp-content/uploads/dechets-chiffres-cles-lessentiel-2021.pdf>] (最終検索日 : 2023 年 2 月 1 日) より著者で作成。

¹⁸ Agence de la transition écologique ADEME Expertises, Les modes de financement du service public de gestion des déchets, [<https://expertises.ademe.fr/dossier/modes-financement-service-public-gestion-dechets/generalites-differents-modes>] (最終検索日 : 2023 年 2 月 7 日)

Ministère de l'Intérieur, <https://www.demarches.interieur.gouv.fr/>, Taxe ou redevance d'enlèvement des ordures ménagères (TEOM ou REOM) [<https://www.demarches.interieur.gouv.fr/particuliers/taxe-redevance-enlevement-ordures-menageres-teom-reom>] (最終検索日 2023 年 2 月 1 日)

TEOM は、土地台帳上の賃貸価格 (valeur locative cadastrale) に基づいて計算され、固定資産税と併せて徴収される。家庭廃棄物の収集・処理を賄う費用として、自治体が税率を定め課税できるもので、任意の地方税にあたる。廃棄物排出量に連動しない税金であるが、排出量に応じたインセンティブベースの価格システム (TI : tarification incitative) を導入することも可能となっている。この場合は、TEOMI (TEOM incitative) と呼ばれる。

(2) 家庭廃棄物収集手数料 (以下、REOM という。: redevance d'enlèvement des ordures ménagères)

家庭廃棄物収集サービスを利用した場合に対してのみ、支払う手数料である。料金は、提供されたサービスの量 (例えば、廃棄物の収集量等) に応じて算出される。また、1 世帯あたりの固定額、1 人あたりの額に世帯人数を乗じた額等、異なる料金体系の組み合わせが可能となっている。一般的な REOM の場合、世帯人数、廃棄物の収集量等に従って計算され、利用者のタイプごとに排出される廃棄物の平均量に連動する。よって、実際に排出する量を厳密に反映せず、各利用者の廃棄物削減量の努力に応じて料金は変わらないことにはなる。

なお、REOM についても、廃棄物排出量 (体積又は重量) に応じたインセンティブベースの価格システムを取り入れることもできるようになっており、この場合は、REOMI (REOM incitative) と呼ばれる。

(3) インセンティブベースの価格システム (TI : tarification incitative)

インセンティブベースの価格システムは、うまく設計、サポートされれば、ゴミの量を減らすだけでなく、住民による分別の質も向上させることができるとみられている。同システムの導入を行った地域では、年間の一住民当たりたり残留家庭廃棄物 (OMR) が 84kg 減、自治体のサービス対象となる廃棄物が 33kg 減となった、との報告がある。2021 年 1 月 1 日現在、199 の地方自治体 (600 万人以上の住民に相当) が同システムを導入している¹⁹。実際の運用においては、自治体に予算確保の必要性や管理の複雑さ等ハードルがあるという指摘はあるが、国は、2025 年までに 2,500 万人の住民が対象となることを目標としている。

(4) その他：特別料金 (redevance spéciale)

自治体は、家庭以外の廃棄物について、その廃棄物の性質や量等の条件を自由に設定し収集・処理できるが、一般予算でこのサービスを賄っている自治体については、特別料金徴収が義務付けられており、TEOM を導入している場合は任意となっている。この料金制度は、家庭以外の廃棄物の処理費用を家庭に負担させることを避けられる等のメ

¹⁹ ADEME, Déchets chiffres-clés, Édition 2023 [<https://librairie.ademe.fr/cadic/7700/dechets-chiffres-cles-edition-2023.pdf>] (最終検索日：2023 年 2 月 21 日)

リットがある、料金納付者は、主に企業、行政機関等となる。

6 廃棄物削減への意識

2021年に行われたCRÉDOC²⁰とADEMEによる共同調査結果²¹では、「パンデミックの後に政府が優先すべきことは何か」という質問に対し、27%の回答者が、公共サービスの強化や生産の国内回帰（relocalisation de la production）に次いで、公共支出の削減よりも、人間が地球に与える影響の軽減を挙げている。複雑な経済状況とパンデミックが続いた中でも、25%が環境税を支払う心の準備がある、と回答しており、フランス人がより多くの税金を払うことに同意する項目は、健康（22%）に次いで、環境（15%）が年金（14%）よりも上回った。

また、回答者の29%、さらに55歳以上の33%が、地球温暖化、生物多様性の損失に次いで、家庭廃棄物やプラスチックゴミを最も心配な環境問題の1つに挙げている。そして、76%のフランス人が、廃棄物処理は温室効果ガスを多く排出する、あるいはかなり排出する分野、と考えている²²。

2019～2020年にかけては、当時のエドゥアール・フィリップ首相からの依頼をもとに経済環境社会評議会（CESE）が抽選で選んだ市民150人による気候市民会議²³（convention citoyenne pour le climat）が、新しい試みとして注目された。同会議からの政策提言を受けて、2021年8月に気候変動対策・レジリエンス強化法が制定されている。同法では、紙の無駄使いを制限するため、15の有志自治体が36カ月の間「OUI PUB（チラシもらいます）」のラベルを郵便受けに貼った世帯のみ印刷物を配布する実験の実施（後述：自治体の取組事例 グラン・ナンシー）、400平方メートル以上のスーパーマーケットの量り売り販売（消費者が必要な分量だけを購入できる仕組み）の面積を2030年以降全体の20%以上とする等の廃棄物削減にかかる施策が盛り込まれた。

²⁰CRÉDOC（生活状況観測・調査のための研究センター）とは、経済省の管轄下に置かれている非営利団体である。

²¹ Enquête CREDOC-ADEME Sensibilité à l'environnement, action publique et fiscalité environnementale, octobre 2021 [<https://librairie.ademe.fr/consommer-autrement/5872-sensibilite-a-l-environnement-action-publique-et-fiscalite-environnementale-l-opinion-des-francais-en-2022.html>]（最終検索日 2023年2月1日）

²² ADEME, REPRÉSENTATIONS SOCIALES DU CHANGEMENT CLIMATIQUE 22ème vague（作成日 2021年10月21日） [<https://librairie.ademe.fr/changement-climatique-et-energie/4057-representations-sociales-du-changement-climatique-21-eme-vague.html>]（最終検索日 2023年2月1日）

²³ JETRO 地域・分析レポート「市民からの政策提言を基に環境法を策定・施行（フランス）」 [<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2021/46c5285cbc7ab47a.html>]（最終検索日：2023年2月1日）

Ministère de la Transition écologique et de la Cohésion des territoires,
Ministère de la Transition énergétique, Loi climat et résilience : l'écologie dans nos vies, [<https://www.ecologie.gouv.fr/loi-climat-resilience>]（最終検索日：2023年2月1日）

第3節 近年の廃棄物削減に関わる主な動きについて

1 国際的な背景

(1) SDGs²⁴

2015 年 9 月、国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とした「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」は、2030 年までの世界共通の目標として、持続可能な世界を実現するための 17 のゴール（目標）と 169 のターゲット（具体目標）から構成されている。ゴール 12「持続可能な消費と生産のパターンを確保する」において、ターゲット 12.3 に「2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食品廃棄物を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品の損失を減少させる」、ターゲット 12.5 に「2030 年までに、予防、削減、リサイクル、及び再利用（リユース）により廃棄物の排出量を大幅に削減する」、ターゲット 12.8 に「2030 年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする」等、廃棄物発生防止への取組を国連加盟国に求めている。

(2) 2050 年カーボンニュートラル目標²⁵

気候変動問題の解決に向けて、2015 年にパリ協定が採択された。世界共通の長期目標として、工業化以前に比べて世界的な平均気温上昇を 2℃より低く保つこと、さらには 1.5℃に抑える努力を追求すること、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成すること等が合意された。この実現に向けて、120 以上の国と地域が「2050 年カーボンニュートラル」目標を掲げている。

フランスでは²⁶、廃棄物管理にかかる温室効果ガス排出量は、国全体の 3.1%（14.6Mt-CO₂eq（2017））であり、87.3%が主に埋立や排水処理から発生するメタンとなっている。廃棄物部門では、2030 年には 2015 年比 37%削減、2050 年には 66%削減を目標に掲げている。

(3) 循環型経済（サーキュラーエコノミー）²⁷

²⁴ グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン HP

[<https://www.ungcn.org/sdgs/goals/goal12.html>]（最終検索日：2023 年 2 月 1 日）

²⁵ 環境省、脱炭素ポータル[https://ondankataisaku.env.go.jp/carbon_neutral/about/]（最終検索日：2023 年 1 月 13 日）

²⁶ Ministère de la Transition écologique et de la Cohésion des territoires, Stratégie nationale bas-carbone [https://www.ecologie.gouv.fr/sites/default/files/2020-03-25_MTES_SNBC2.pdf]（最終検索日：2023 年 2 月 1 日）

²⁷ European Commission, Circular economy, [https://environment.ec.europa.eu/topics/circular-economy_en]（最終検索日：2023 年 2 月 1 日）

European Commission, Circular economy action plan [https://environment.ec.europa.eu/strategy/circular-economy-action-plan_fr#policy-areas]

循環型経済は、限りある資源の消費を抑えるため、直線的な「取る→作る→使う→捨てる」というモデルから脱却して、循環的な方法で再生的な（regenerative）成長へ移行し、製品、材料、資源の価値をできるだけ長く経済の中で維持し、廃棄物の発生を最小限に抑えるものである。

循環型経済への移行は、EU の持続可能な成長のための主要な要素の一つであり、天然資源の負担軽減、成長の中におけるビジネスチャンスや雇用の創出、生物多様性の保全、2050 年の気候中立（温室効果ガス実質排出ゼロ）目標達成に欠かせないものとされている。

欧州委員会は、2030 年に向けた成長戦略の核として、2015 年に循環型経済パッケージ、循環型経済への移行を加速させるため 2020 年に新循環型経済行動計画²⁸を発表した。この行動計画では、製品のライフサイクル全体におけるイニシアチブを示しており、電子・情報通信機器・包装・プラスチック・繊維・食品等の循環の可能性の高い分野にフォーカスし、持続可能な製品のデザイン設計、消費者に対する製品や修理に関する情報提供の充実、廃棄物政策の強化等のアクションが盛り込まれている。廃棄物管理に関しては、地域の状況を考慮した上での分別収集場所の密度及びアクセス性や分別収集モデルの効果的なコンビネーション等の提案、共通したごみ箱の色、主要な廃棄物種類のシンボルマーク、製品ラベル、情報キャンペーン等、消費者の参加促進の検討の必要性が示された。

（４）EU 廃棄物管理に関する指令²⁹

EU における廃棄物管理に関する法的枠組みを制定した指令（Directive 2008/98/EC）は、廃棄物の優先順位（防止、再使用のための備え（preparing）、リサイクル、その他の再生利用（エネルギーの回収等）、廃棄）、汚染者負担原則、拡大生産者責任、廃棄物

（最終検索日：2023 年 2 月 1 日）

経済産業省 2019 年 1 月 25 日 第 5 回循環経済ビジョン研究会 資料 4－1 「欧州のサーキュラー・エコノミー政策について」（有限責任監査法人トーマツ）

[https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/junkai_keizai/pdf/005_04_01.pdf]

経済産業省、循環経済ビジョン 2020（2020 年 5 月）、

[<https://www.meti.go.jp/press/2020/05/20200522004/20200522004-2.pdf>]

²⁸ EUR-Lex, A new Circular Economy Action Plan,

[<https://eur-lex.europa.eu/legal->

[content/EN/TXT/?qid=1583933814386&uri=COM:2020:98:FIN](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?qid=1583933814386&uri=COM:2020:98:FIN)]（最終検索日：2023 年 2 月 1 日）

²⁹ European Commission, Waste Law, [https://environment.ec.europa.eu/topics/waste-and-recycling/waste-law_en]（最終検索日：2023 年 2 月 1 日）

EUR-Lex, EU waste management law, [<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/LSU/?uri=CELEX:32008L0098>]（最終検索日：2023 年 2 月 1 日）

Municipal Waste Europe, Summary of the current EU waste legislation, [<https://www.municipalwasteurope.eu/summary-current-eu-waste-legislation>]（最終検索日：2023 年 2 月 1 日）

管理計画や防止プログラムの策定といった廃棄物管理に関する基本的な事項等を定めている。同指令は、循環型経済パッケージを受けて修正され（Directive（EU）2018/851）、2025 年 1 月 1 日までに家庭から出る繊維製品及び有害廃棄物の分別収集の確立、2023 年 12 月 31 日までに有機性廃棄物の分別収集若しくは発生源での再利用（例：コンポスト化）の実施等、新たな目標が盛り込まれた。

なお、このほか、特定の廃棄物の管理等に対して各規則や指令が出されており、加盟国の廃棄物管理政策は影響を受ける³⁰。

（５）EU 内でのフランスの現状

総務省統計局の世界の統計 2022 によると、一般廃棄物排出量及びリサイクル率は以下のとおりとなる（表 1－4）。

（表 1－4）一般廃棄物排出量及びリサイクル率（2019）³¹

国名	1 人当たり（kg）	リサイクル率
ドイツ	606*	33.5
フランス	546*	26.1
イタリア	497	32.5
スペイン	480	18.0
イギリス	455	25.3(2010)
日本	336kg（2018）	19.6(2018)

³⁰ リサーチナビ国立国会図書館 EU（欧州連合）・EU 法について、議会官庁資料室作成、[\[https://rnavi.ndl.go.jp/jp/politics/eu-law.html\]](https://rnavi.ndl.go.jp/jp/politics/eu-law.html)によると、次の違いがある。

- ・規則（Regulation）：加盟国の国内法に優先して、加盟国の政府や企業、個人に直接適用される。そのため、加盟国の国内立法を必要とせず、加盟国の政府等に対して直接的な法的拘束力を及ぼす。
- ・指令（Directive）：加盟国の政府に対して直接的な法的拘束力を及ぼす。指令には政策目標と実施期限が定められ、指令が採択されると、各加盟国は、期限内に政策目標を達成するために国内立法等の措置を取ることが求められる。ただし、どのような措置を取るかは各加盟国に委ねられる。

³¹ 世界の統計 2022（総務省統計局 出典：OECD, OECD. Stat, Environment, Waste）より、著者作成[\[https://www.stat.go.jp/data/sekai/0116.html#c16\]](https://www.stat.go.jp/data/sekai/0116.html#c16)（最終検索日：2023 年 2 月 1 日）以下、出典元の注記になる。

- ・一般廃棄物排出量：地方自治体（地方自治体の委任を受けたものも含む。）及び民間の一般廃棄物処理業者により収集された廃棄物の重量。家庭、商店、事務所、学校・病院・政府機関の施設からの廃棄物で、くず及び粗大ごみを含む。廃棄物の定義は国により異なる。
- ・リサイクル率：各国内消費量に対し、リサイクルするために収集された量の比率。工場内での再使用及び燃料としての再使用は除く。国により定義が異なる。
- ・＊は暫定値、若しくは推計値。

(6) 欧州廃棄物発生抑制週間 (Semaine européenne de la réduction des déchets /The European Week for Waste Reduction(EWWR))³²

EU が資金提供するプロジェクトとして 2009 年に誕生している。30 カ国が活動に参加し、毎年 11 月に 1 週間設定される。期間中は、参加国の地域の公的機関が中心となり、市民、学校、企業、NGO、団体等が廃棄物削減の意識啓発活動を行い、持続可能な消費と循環型経済への関心を地域に普及させている。2021 年は、ワークショップや清掃活動等 12,489 件の活動が行われ、2022 年も 11 月 19 日～27 日に開催された。



(図 1-7) グランド・ナンシーでの再使用イベント

欧州廃棄物発生抑制週間と合わせた催しの一つとして、グラン・ナンシーでは洋服やおもちゃを募集し、必要とする人が無料で持ち帰る再使用イベントが行われた。³³

2 フランス

(1) 主な法律・政策と目標値³⁴

ア グリーン成長のためのエネルギー転換に関する法律（以下、「LTECV 法」という。: LOI n° 2015-992 du 17 août 2015 relative à la transition énergétique pour la croissance verte） 2015 年 8 月制定

廃棄物防止は、EU とフランスの循環型経済に関する戦略における優先事項であり、この法律において循環型経済の概念が正式に盛り込まれ、循環型経済への移行を国家目標とし、持続可能な発展を柱の一つとされた。また、2020 年までに家庭及び類似廃棄物の排出量を 2010 年比 10%削減の目標が掲げられた。

³² European week for waste reduction, [<https://ewwr.eu/>]（最終検索日：2022 年 12 月 1 日）

³³ グラン・ナンシー提供写真。

³⁴ Ministère de la Transition écologique et de la Cohésion des territoires, Ministère de la Transition énergétique, L'économie circulaire, [<https://www.ecologie.gouv.fr/leconomie-circulaire>]（最終検索日：2023 年 1 月 15 日）

イ 循環型経済ロードマップ (Feuille de route économie circulaire, FREC)

2018 年 4 月

LTECV 法の一環として、このロードマップにより、目標を達成するための具体的な施策が提示された。循環型経済はフランスの SDGs 目標の一部達成に貢献するとされ、その後の「浪費に対する戦い及び循環型経済に関する法」の作業ベースとなった。① 2030 年までに GDP に関わる資源消費を 2010 年比 30%削減、②非有害廃棄物の埋立処分量を 2025 年までに 2010 年比で 50%削減、③2025 年までに再生プラスチック 100%の達成、④プラスチックのリサイクルによる年間 800 万トンの CO2 排出の削減、⑤新たな職種を含め最大 30 万人雇用を創出する、という 5 つの目標を掲げ、(i) より良い製品づくり、(ii) より良い消費、(iii) 廃棄物管理、(iv) ステークホルダーの動員という 4 分野について、廃棄物管理を中心に 50 の取組が掲げられた。

ウ 浪費に対する戦い及び循環型経済に関する法（以下「AGEC 法」という。LOI n° 2020-105 du 10 février 2020 relative à la lutte contre le gaspillage et à l'économie circulaire）³⁵ 2020 年 2 月 10 日制定

廃棄物を抑制し、天然資源、生物多様性、気候を保全するため、生産と消費のモデル転換を加速させることを目的とする。以下の 5 つの柱を掲げ、2030 年に家庭及び類似廃棄物の排出量を 2010 年比で 15%削減する新たな目標が設定された。

（ア）脱プラスチック

2025 年までに再生プラスチック 100%の目標を掲げ、2040 年までに使い捨てのプラスチック包装の販売中止が定められた。使い捨てレジ袋（食品や衛生目的の超軽量で堆肥化可能とみなされるレジ袋を除く）の製造と輸入の禁止、一般開放されている施設や事業所内におけるペットボトルの無料配布の禁止、メニューの一部として子どもに無料提供するプラスチック製のおもちゃの禁止等、様々な対策が取られることとなった。

また、2022 年末までに自治体がペットボトルの収集を改善できなかった場合、ペットボトルのリサイクルのためのデポジットを導入する可能性があることも示された。2020 年より、ADEME は自治体の回収率の指標を公表し、ペットボトルの回収率を 2025 年までに 77%、2029 年までに 90%とする欧州の目標に対して、デポジットに頼らずに達成できるかどうかを評価し、判断することとされた。

（イ）消費者への情報提供の充実

廃棄抑制、再使用、リサイクルをより促進するため、正確に分別を行えるよう全て

³⁵ Direction de l'information légale et administrative, Vie publique, Loi du 10 février 2020 relative à la lutte contre le gaspillage et à l'économie circulaire, <https://www.vie-publique.fr/loi/268681-loi-10-fevrier-2020-lutte-contre-le-gaspillage-et-economie-circulaire> [最終検索日：2023 年 1 月 15 日]

の製品にロゴを明示することのほか、電気・電子機器の店頭引取、電池専用ボックスなど分別方法も明記、分別がしやすいようごみ箱の色も全国で統一すること等が規定された。

(ウ) 廃棄物への戦い、連帯した再使用

消費者の希望がない場合のレシート等のシステム印刷禁止等による紙類の削減、売れ残った非食品（衣類等）廃棄の禁止（貧困撲滅に取り組む団体や社会的連帯経済機構への寄付を促進することを目的とした世界初のものであり、メーカーは余剰生産を避けるために在庫管理を徹底することが必要となる。）のほか、食品廃棄対策も強化されており、卸売業者が売れ残った食品をアソシアシオン³⁶に寄付すること等が義務づけられた。また、国や自治体等が、再使用やリサイクル、再生材を含む商品を商品の種類（事務用品、繊維製品、電子機器など）に応じて 20～100%の割合で購入することも義務づけられた。

(エ) 製品の長寿化

消費者が製品の修理可否を知るための5つの製品カテゴリーにおける修理可能性指数の導入、2024年以降の特定の電気・電子機器及びその他の製品・機器（リストは政令で定められる）の製品の信頼性や堅牢性等を含む持続可能性指標の表示義務が規定された。

なお、フランスの各家庭が機器の使用期間を1年延ばすことができれば、総額27億ユーロの節約になるとみられている。

(オ) よりよい製品生産

生産者の責任で回収、リサイクルを義務付けている対象製品の範囲の拡大、製品の汚染防止とエコデザインのための行動計画の5年毎の作成義務等、環境負担がより少ない製品生産を促すことが規定された。

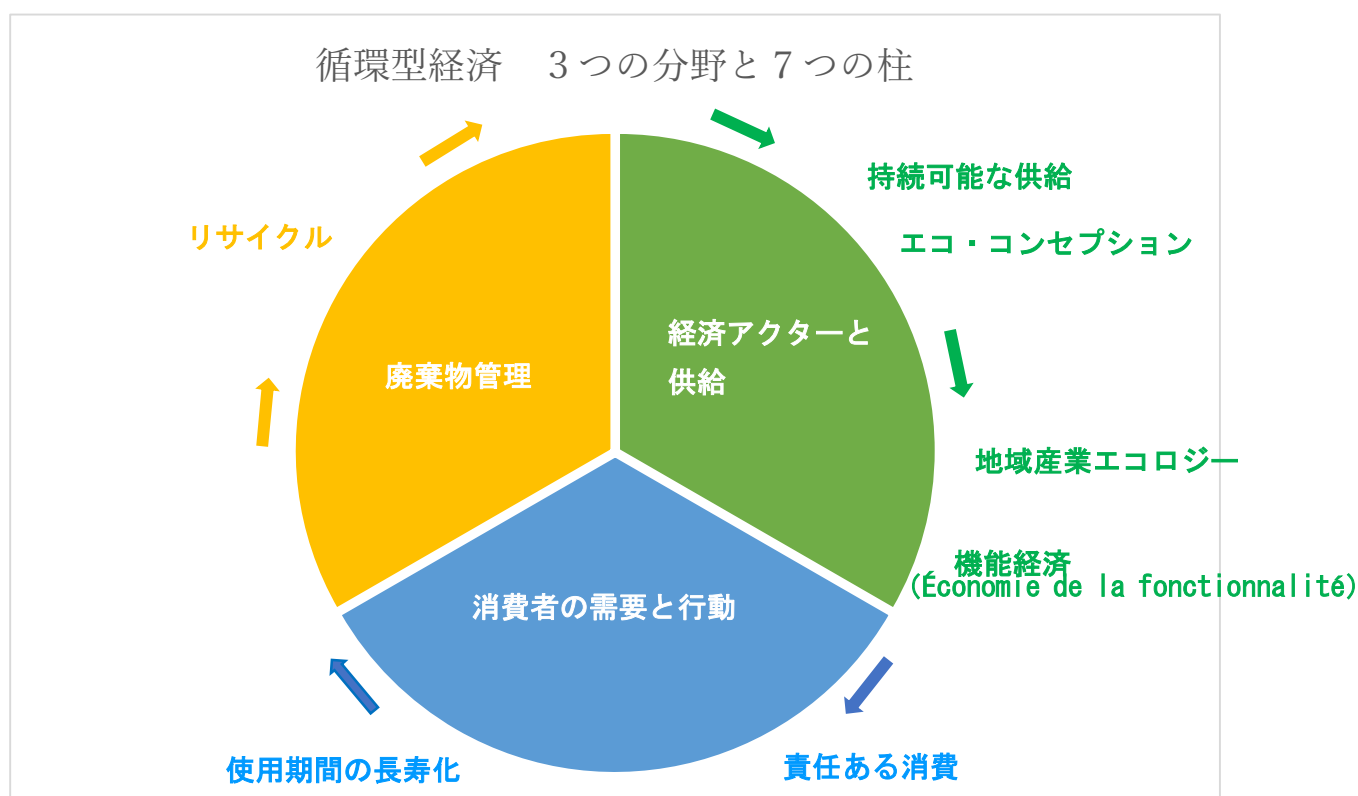
循環型経済への移行は、持続可能な発展に向けて、資源の有効活用に焦点を当てた具体的かつ実践的なアプローチであり、地域におけるレジリエンスの向上、魅力強化、雇用創出、資源の有効活用につながると言われている。一方で、最近の報道によれば、³⁷ 実際の運用にあたっては、乗り越えるべき課題があるようである。例えば、AGEC法に

³⁶ フランスにおいては、民間の非営利団体としてアソシアシオン（association）が存在しており、広く市民が団体で活動を行う際の形態として定着している。Clair Report No. 344（2010年1月4日）

³⁷ 日刊メディアダイジェスト（NMD）NO.5695 2022年12月12日（金）
（www.lesechos.fr 2022-12-09）

日刊メディアダイジェスト（NMD）NO.5697 2022年12月14日（水）（Le Figaro 2022-12-13）

基づき出された、プラスチック容器包装を用いて未加工の青果販売することを原則的に禁止した施行令に対し、容器包装メーカーや食品生産者の代表団体が、移行期間が短いなどの理由から、その無効化を求めた訴えについて、国務院がこれを認容する判決を出した。また、商店のレシート発行の原則廃止が 2023 年頭に施行されることになっていたが、大型店舗では導入が始まっているところもあるものの、レシートの情報を送るための個人のメールアドレス等を取得する煩雑さや、レシートを取得しない人が増えた場合の払い戻し等の対応をどうすべきかといった課題が残り、見送りになったという事例がある。



(図 1 - 8) 循環型経済イメージ図³⁸

(2) トピック 1 食品廃棄物対策³⁹

フランスでは、毎年約 1,000 万トン（一人当たり 150kg 相当）の食品が廃棄されており、家庭からは一人当たり約 30kg（うち 7kg は包装されたままの食品）が廃棄されている。

³⁸ ADEME, Déchets chiffres-clés - Édition 2023, Figure 1, Économie circulaire 3 domaines, 7 piliers [https://librairie.ademe.fr/cadic/7700/dechets-chiffres-cles-2023_si.pdf]（最終検索日 2023 年 3 月 1 日）より著者で作成。

³⁹ Agence de la transition écologique ADEME Expertises, Réduire le gaspillage alimentaire, [<https://expertises.ademe.fr/economie-circulaire/dechets/passer-a-l'action/eviter-production-dechets/dossier/reduire-gaspillage-alimentaire/enjeux#:~:text=Chaque%20ann%C3%A9e%20en%20France%2C%20pr%C3%A8s,de%20produits%20alimentaires%20encore%20emball%C3%A9s>]（最終検索日：2023 年 2 月 1 日）

家庭からの食品廃棄は、食品廃棄物の3分の1を占め、民間の飲食施設を含めると、一人当たり年間 50kg が廃棄されている。目標値としては、国と製造者や流通事業者、自治体を含む関連セクターとの間で締結された食品廃棄対策のための国家協定（Pacte national de lutte contre le gaspillage alimentaire (2013)）と AGECE 法（2020）を通じて、2025 年までに集団給食施設（学校、病院、介護施設等）と流通部門において、2030 年までに消費・加工・生産・民間の飲食施設部門において、2013 年比で食品廃棄物 50%削減の目標が掲げられている。

法整備の動きとしては、2015 年にギヨーム・ガロ元農務大臣が食品廃棄問題に関する報告書を提出した後、2016 年には食品廃棄物対策法（通称「ガロ法」Loi n° 2016-138 du 11 février 2016 relative à la lutte contre le gaspillage alimentaire, dite Loi Garot）が制定され、LTECV 法の食品廃棄物に関する規定が補完されている。ガロ法は、廃棄物の防止を最優先させ、寄付や加工による再使用、飼料やエネルギーとしての回収、廃棄は最終手段として、対策の優先順位を明らかにした。また、400 m²以上の食品店に対し、売れ残り食品の廃棄を禁止し消費可能な食品をアソシアシオンに寄付することの義務付け、食品流通業者が売れ残った食品を自ら破壊する等消費に適さない状態にすることの禁止等の規定も設け、世界に先駆けた法律として注目された。その後、健康で持続可能な食と農業及び食品分野における商関係の均衡のための法（通称「エガリム法」Loi n° 2018-938 du 30 octobre 2018 pour l'équilibre des relations commerciales dans le secteur agricole et alimentaire et une alimentation saine, durable et accessible à tous）において、飲食施設に対し、診断に基づいた食品廃棄物対策への取組義務化等が規定されたことに加え、2020 年の AGECE 法では、消費可能な食品を破棄した場合の罰則が厳しくなる等、食品廃棄対策がさらに強化されている⁴⁰。

（3）トピック 2 有機性廃棄物（biodéchets）⁴¹対策

⁴⁰ Ministère de la Transition écologique et de la Cohésion des territoires, Ministère de la Transition énergétique, Gaspillage alimentaire, [<https://www.ecologie.gouv.fr/gaspillage-alimentaire#:~:text=Le%20pacte%20national%20de%20lutte%20contre%20le%20gaspillage%20alimentaire,-Sign%C3%A9%20en%202013&text=Il%20fixe%20notamment%20l'objectif,an%20entre%202013%20et%202025.>]（最終検索日：2022 年 12 月 15 日）

Lutte contre le gaspillage alimentaire : les lois françaises [<https://agriculture.gouv.fr/lutte-contre-le-gaspillage-alimentaire-les-lois-francaises#:~:text=11%20février%202016%20%E2%80%93%20La%20loi,les%20restes%20alimentaires%20%C3%A0%20des>]（最終検索日：2023 年 2 月 1 日）

Gardian web 記事 [<https://www.theguardian.com/world/2016/feb/04/french-law-forbids-food-waste-by-supermarkets>]（最終検索日：2023 年 2 月 1 日）

⁴¹ Ministère de la Transition écologique et de la Cohésion des territoires, Ministère de la Transition énergétique, Biodéchets [<https://www.ecologie.gouv.fr/biodechets>]（最終検索日：2023 年 2 月 1 日）

Le traitement des Déchets Ménagers et Assimilés – 2020（2021 年 5 月発行），

有機性廃棄物は、「家庭、オフィス、レストラン、卸売業、食堂、ケータリング、小売店、公園、食品加工工場等から出る危険性のない生分解性のある廃棄物」と定義され、食品や木枝等に当たる。フランスの家庭で分別されない廃棄物の3分の1以上、年間600万トン以上を占めており、温室効果ガス排出抑制や循環型経済の観点から、コンポストやエネルギーに転換しなければならない重要な資源とされている。

コンポストセンターの設置数は増加傾向にあり、最終的に生産されるコンポストは増加し、300万トンに迫るとされる。また、2020年時点で、175の自治体が集積センターでの収集に加え、家庭や事業者の有機性廃棄物の分別収集を行っている。AGEC法は、2023年12月31日までに、有機性廃棄物の分別収集を国内全域で一般化することとしている。

集合住宅が多い都市部地域では、実施の困難さとそのコストにもかかわらず、分別収集と共同コンポストが現段階では一般的に妥当な解決策であると考えられている。今回調査した自治体でも、この近く行われる有機性廃棄物の分別収集の義務化を前に、コンポストの取組に力を入れている様子が見られた（後述：自治体の取組事例 グラン・シャンベリー、グラン・ナンシー）。

第4節 フランスにおける廃棄物管理にかかる権限⁴²

1 国⁴³

廃棄物管理計画を策定し、廃棄物管理体制及び政策、特に廃棄物収集を改善するための既存及び計画された措置について、国レベルでその概要を示す。

2 州

廃棄物と循環型経済に関する権限がある。州廃棄物防止管理計画（PRPGD）では、国の目標のもと、地域特性に応じた廃棄物の防止、再使用、リサイクル、活用のための目標や循環型経済にかかる州行動計画等を設定し、その実行手段を示す（環境法典 L.541-13条）。

[https://librairie.ademe.fr/cadic/7176/resultats_enquete_itom_2020-v2.pdf]（最終検索日：2023年2月1日）

⁴² Ministère de la Transition écologique et de la Cohésion des territoires, Ministère de la Transition énergétique のウェブサイト掲載の Tableau de répartition des compétences 2019, [[https://www.ecologie.gouv.fr/loi-portant-sur-nouvelle-organisation-territoriale-republique-notre#:~:text=Loi%20portant%20sur%20la%20nouvelle%20organisation%20territoriale%20de%20la%20R%C3%A9publique%20\(NOTRe\),-Partager&text=Promulgu%C3%A9e%20le%207%20ao%C3%BBt%202015,attribu%C3%A9es%20%C3%A0%20chaque%20collectivit%C3%A9%20territoriale.](https://www.ecologie.gouv.fr/loi-portant-sur-nouvelle-organisation-territoriale-republique-notre#:~:text=Loi%20portant%20sur%20la%20nouvelle%20organisation%20territoriale%20de%20la%20R%C3%A9publique%20(NOTRe),-Partager&text=Promulgu%C3%A9e%20le%207%20ao%C3%BBt%202015,attribu%C3%A9es%20%C3%A0%20chaque%20collectivit%C3%A9%20territoriale.)]

⁴³ Ministère de la Transition écologique et de la Cohésion des territoires, Ministère de la Transition énergétique, Gestion des déchets : principes généraux, [<https://www.ecologie.gouv.fr/gestion-des-dechets-principes-generaux>]（最終検索日：2022年12月15日）

3 コミュン間広域行政組織⁴⁴（以下「EPCI」⁴⁵という。）

家庭及び類似廃棄物の収集（運搬含む）と処理の公共サービスを保証する責務を持つ（地方自治体総合法典（Code général des collectivités territoriales）L2224-13条）。

2015 年の NOTRe 法⁴⁶（Loi portant sur la Nouvelle Organisation Territoriale de la République）により、課税権限を持つ EPCI の廃棄物管理義務が規定された。（地方自治体総合法典 L5214-16 条）。大都市共同体では既に義務化されていた中、地方行政の現代化とメトロポールの確立に関する法（通称 MAPTAM 法；Loi de modernisation de l'action publique territoriale et d'affirmation des métropoles）により、メトロポールが誕生すると同時に、2017 年に課税権を持つ EPCI にも義務付けられるようになったものである。フランスでは、約 1,200 の EPCI が、廃棄物管理を日常的に行っている（表 1－5）。

EPCI は、いくつかで更なる組織を構成し、その組織に対し、廃棄物管理権限の全部又は一部を譲渡することができる。例えば、後述するグラン・シャンペリーを含むサヴォア地域においては、EPCI であるグラン・シャンペリーに更に他自治体も加わった「サヴォア・デシェ」（混成事務組合）に廃棄物の処理が委譲されている。

⁴⁴ Fabienne NEDEY, Déchets : les compétences de la commune et de l'EPCI, Maires de France, [<https://www.mairesdefrance.com/dechets-les-competences-de-la-commune-et-de-l%27epci-article-269-0>]（最終検索日：2023 年 2 月 6 日）

ADEME, La collecte des déchets par le service public en France, Résultats clés 2019 et zooms thématiques, [https://librairie.ademe.fr/cadic/6021/collecte_des_dechets_enquete_2019-v2.pdf]（最終検索日：2023 年 2 月 6 日）

⁴⁵ EPCI（Etablissement public de coopération intercommunale）＝コミューン間協力公施設法人。コミューンの集合体であるコミューン間広域行政組織は、通常、公法上の「公施設法人」として性格付けられる。

⁴⁶ NOTRe 法では、コミューンの数を大幅に削減するため、EPCI の最低人口の条件を 5,000 人から 15,000 人に引き上げ広域化を進めたが、人口密度の低い地域、山岳地帯、島等の特定の理由により、その人口基準を満たさない EPCI も例外的にはある。

(表 1－5) 廃棄物権限を扱う組織体数の内訳⁴⁷

EPCI 形態名称	数	住民人口	数
メトロポール	21	～15,000	236
大都市共同体 (CU)	11	15,000～30,000	345
都市圏共同体 (CA)	184	30,000～50,000	187
コミューン共同体 (CC)	654	50,000～100,000	192
その他	24	100,000～200,000	129
事務組合 (Syndicat)	338	200,000～300,000	63
合計	1,232	300,000～400,000	47
		～450,000	33
		合計	1,232

EPCI は、家庭及び類似廃棄物防止地域計画（以下「PLPDMA」という。: Programme local de prévention des déchets ménagers et assimilés）策定の義務をもつ（環境法典 L541-15-1 条）。PLPDMA は、廃棄物削減目標と、それを達成するために実施する対策を定めた行動計画であり、国計画及び州計画に連動したものになる。同計画の策定や改正は、企業、アソシアシオン、学術機関等の関係者で構成される諮問委員会の意見に基づかなければならず、毎年、排出量やその影響について評価を出し、結果報告書を公開する（環境法 L541-15-1）（後述：自治体の取組事例 グラン・ナンシー）。

コミューンの権限としては、警察権限のあるコミューンの長は、不法廃棄について違反者に最高 1 万 5,000 ユーロの罰金を科し、10 日以内に通知を受けた者の費用負担で廃棄物を撤去させることができる（環境法典 L541-3 条）。また、廃棄物削減や循環型経済等のソフト施策については、独自で行うこともできる（後述：自治体の取組事例 ルーベ市）。

⁴⁷ ADEME, La collecte des déchets par le service public en France より著者で作成
https://librairie.ademe.fr/cadic/6021/collecte_des_dechets_enquete_2019-v2.pdf（最終検索日 2023 年 1 月 19 日）

(表 1－6) 主な権限分配一覧⁴⁸

名称	主な権限
国	・有害性の程度や管理の特性に基づき、国議会のデクレによるリストに掲載された特定廃棄物のための国防止管理計画の策定 ・廃棄物保管センターの開発・開設許可
州	・廃棄物防止管理州計画の策定
コミューン間広域行政組織（EPCI）	・家庭及び類似廃棄物の収集及び処理 ・家庭及び類似廃棄物防止地域計画の策定 ○コミューン ・不法廃棄の取締や罰金の徴収（長の権限） ・廃棄物削減にかかるソフト政策（防止・再使用・リサイクル、循環型経済など）は独自で取り組み可

⁴⁸ Ministère de la Transition écologique et de la Cohésion des territoires, Ministère de la Transition énergétique, Loi portant sur la Nouvelle Organisation Territoriale de la République, Répartition des compétences, https://www.collectivites-locales.gouv.fr/files/Comp%C3%A9tences/1.%20les%20comp%C3%A9tences/tableau_de_comp%C3%A9tences-novembre2019.pdf（最終検索日：2023年2月1日）より、一部著者加筆。

第2章 自治体の取組事例紹介

EPCI 2 件、コミューン（市） 1 件の訪問調査に基づき、その内容を紹介する。

第1節 事例紹介1 グラン・シャンベリー

グラン・シャンベリーを訪問し、ヒアリング調査を実施した。その概要は、下記のとおりである。

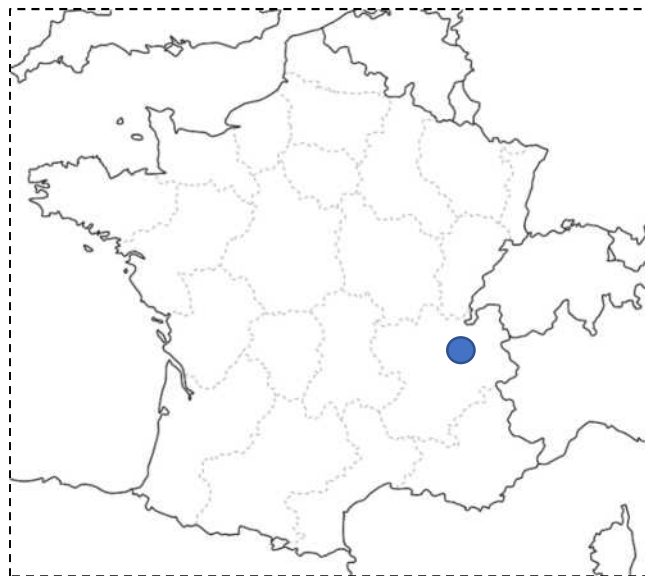
1 訪問調査日時

2022 年 9 月 15 日（木）14:00－17:00

2 訪問調査先概要

（1）グラン・シャンベリー都市圏共同体

- ・ 38 コミューンで構成されるコミューン間広域行政組織
- ・ 人口 約 13 万 6,000 人
- ・ 面積 52,599 ヘクタール



（2）対応者

- ・ グラン・シャンベリーの家庭及び類似廃棄物担当副議長兼シャンベリー市の児童及び生態系移行担当代表議員 マリー・ベネビーズ（Marie BÉNÉVISE）氏
- ・ グラン・シャンベリー廃棄物管理責任者
カロリン・アルノー（Caroline ARNAU）氏

3 ヒアリング内容

（1）廃棄物管理の権限について

収集はグラン・シャンベリーが担っており、処理は混成事務組合（syndicat mixte）の「サヴォア・デシェ（Savoie déchets）」に委譲されている。同組合は、グラン・シ

ャンベリーを含む13のコミューン間広域行政組織（236コミューンが内在する）で構成され、約54万人の住人が対象となる。サヴォア・デシェでは、企業以外の家庭廃棄物全般を扱う。

（2）主な運営体制・収集業務について

廃棄物管理部署は、105名の職員と7つの部門から構成されており、家庭及び類似廃棄物の収集、廃棄物対策、利用者対応等を担当している。収集は、職員が66人（うち、58人が日常的に現場にいる職員）おり、収集車両を30台所有する。また、域内には廃棄物収集場4箇所と産業用コンポストプラットフォームが1箇所ある。大容量のごみ容器は約2,000個所有しており、現在、戸別収集から、住民が自主廃棄する半地下容器（CSE）や地下容器（CE）からの収集への移行を進めている。（以下図2－1参照）このような容器は、フランス各地で取り入れられてきており、収集職員が廃棄物に近づく必要がないため、職員の業務環境の向上につながるほか、美化保全、収集コスト抑制にもなっている。



（図2－1）地下容器を使用した自主廃棄場所（グラン・シャンベリー）⁴⁹

ユニークな収集の取組として、元受刑者、病気等で雇用から遠ざかった人、外国人等を雇用している業者（TRIAP）へ委託し、年間を通じて段ボールを電気自転車で収集したり、イベントとして馬で収集したりしている。こうした事業は、廃棄物削減について積極的な企業や市民からの提案により実現している。ベネビーズ氏によれば、馬による収集は子どもから人気があり、ゆっくり収集作業を行うことで、廃棄物収集という業務に対して人間味を与える事業になっている、とのことである。

（3）廃棄物防止への取組啓発について

⁴⁹ 2022年9月15日、シャンベリー市にて著者撮影。

ア 職員体制について

責任者 1 人、学校専門ファシリテーターが 3 人、大人専門対象ファシリテーターが 1 人、有機性廃棄物の係（収集、管理、コンポスト）が 2 人、家庭廃棄物への要望に対する計画作成に 1 人が携わり、8 人の職員体制である。PLPDMA（2022～2027）に基づいて、取組を行っており、学校やワークショップ、視察等を通じた住民への教育、廃棄物集積センターにおける再使用、リサイクルのルートの開発等を業務とする。

イ 廃棄物防止の主な取組について

（ア）学校への取組

学校では、削減、分別、リサイクルの 3 種類の講座を実施している。食品廃棄対策への啓発では、季節の食物の消費や地産地消、冷蔵庫の整理の仕方や廃棄物になりやすい食品を利用した料理教室等を行っている。特に児童を対象とする講座に力を入れており、年度始まりの前に、作成したプログラムの冊子を各施設に送り、希望があれば学校と事前に 1 時間程打ち合わせのうえ講座を実施している。学校での活動は、特に国から義務化されているものではなく、独自で行われている。活動自体は、職員以外でアソシアシオン独自で実施することもあれば、アソシアシオンと学校で連携し実施することもある。

ベネビーズ氏によれば、大変効果的に運営されており、毎年 2,000 人くらいの児童生徒に対し講座を実施できている、とのことであった。

（イ）「Mieux manger, moins jeter（より良い食べ方で、廃棄削減!）」

本事業は、廃棄物削減だけではなく、賢い食の消費行動をしよう、という取組であり、食べられる野草の講習会など、講演会やワークショップを通して、良い食べ方ができるよう、住民の行動を変えていくものである。ベネビーズ氏によれば、最近のフランスで叫ばれている考え方であるらしい。2022 年は、80 人の参加があり、個人のほか、レストランや食品等の事業者、病院も参加している。参加者のプロフィールは様々であり、興味はありつつも実際の行動に足を踏み出せていなかった人にとっては、後押ししてもらえ、行動を起こす良いきっかけとなっているようである。広報は、ポスターや SNS、インターネットのほか、コンポスタクション（compost'action）というアソシアシオンの強いネットワークで行われ、住民の活動への参加に繋がっている。

（ウ）「ごみゼロ」ワークショップ

洗えるおむつのワークショップ、コンポストの方法講座、縫物ワークショップ、使い捨てコットン代用品の製作等、年間を通して大人担当ファシリテーターがアソシアシオンと連携して活動している。洗えるおむつのワークショップは、毎回約 15 人の参加があり、要望が高く、1 カ月に 1 回開催している。同ワークショップ後には、異なるブランドやサイズの洗えるおむつのキットを貸し出し、好みのおむつを決めてもらえる方法をとる。ベネビーズ氏によれば、一般におむつが取れるまでの約 2 年半で、

1 トンのおむつが使い捨てられていると言われており、そのごみが無くなることになる、ということであった。

(エ) イベント

「リサイクルの日曜日」というイベントを開催し、職人やアソシアシオンに参加してもらい、再使用やリサイクル、ごみゼロに関する啓発活動を実施している。春とクリスマス前の年 2 回の包装紙の廃棄物が多く出る時期に合わせて、捨てることなく祝ってもらうことを提案し、ごみゼロのプレゼントを提案している。

2021 年は、廃棄された木を利用し、木工職人によるクリスマスツリーや写真立ての製作を行っている。ベネビーズ氏によれば、来場者が一緒に作成し持ち帰るため、廃棄物となるものをどのようにすると削減できるかを理解してもらえる機会になっていることに加え、容器ごみを排出しない固形シャンプーの紹介等、地域の職人の PR の場にもなっている、とのことである。

金曜日は学生を対象にして 3 つ程の学校から 200 人程にイベントに参加してもらう一方で、土日は一般人を対象にする等、開催方法も工夫している。

また、このほか、様々な職人が集まり、それぞれの地域にある住民ホールを回り、地産地消を促すイベント「ゼロキロメートル」ともタイアップして、ごみゼロの取組の発信を行っている。

ウ 有機性廃棄物の対策について

2024 年からの有機性廃棄物分別の義務化を見据え、個人又は共同コンポストの普及促進や、住民への粉砕機の無料貸出を通じた緑化廃棄物の粉砕が進められている。

2022 年秋には、3 種類の共同コンポスト容器を使用し、約 6,500 人の住民（全人口の約 10%）を対象に、有機性廃棄物収集を実験的に行う予定としている。コンポスト生成過程における攪拌作業が不要で、時々木の粉砕物を入れるのみで頻繁に開閉する必要がなく、臭いもしないコンポスト容器があり、住民に参加してもらう点で有効であると、グラン・シャンベリーは考えている。

グラン・シャンベリーは、元々コンポストが盛んで、パイオニア的な存在の企業やアソシアシオンがあり、気運醸成の土壤があったほか、コンポストの運動家がシャンベリーで力を入れて活動したこともあり、取組が地域に広がっている。現在、共同コンポスト容器は、約 100 設置されており、250 に増やすことを目標とする。共同コンポスト容器は、行政側から設置するのではなく、住民側からの自主申請による設置である。コンポストを設置するための前提条件は、それぞれの設置場所に、ボランティアで管理を行い、周辺住民を啓発できる人がいることである。各設置場所にそのような役割の市民は、1 人若しくは複数人存在し、その代表者は、グラン・シャンベリーのトレーニングを受けて、攪拌をつかさどる。共同コンポストを通じて、住民間交流にもつながっている。

身近にコンポスト容器があれば、廃棄物を処理するために遠くまで運ぶ必要がないことに加え、生成されたコンポストは、近くの各家庭や共同農園等、廃棄物が発生した場

所で利用できる。環境負荷が少なく、地域の土地を肥沃にするため、循環型経済の一つの好例として、グラン・シャンベリーではその広報に力を入れている。

一方で、コンポスト用容器の数の不足、人口密度が高い等、コンポストが過剰となっている場所もあり、コンポストを市で回収し市管轄の緑地帯で利用もしている。

なお、廃棄物のメタン化は、まだ体制として整っておらず、今後研究をしていく予定である、とのことであった。



(図 2 - 2) 集合住宅内区域にある共同コンポスト⁵⁰

3種類の容器が設置され、覗いたところ、1箱目はコンポストづくりのための木枝が入っており、2箱目は果物の皮等のごみと1箱目の木枝が入った箱、3箱目には熟成したコンポストが入っていた。誰でも実行できるよう、各箱には分かりやすい指示が貼られており、現場は、臭いは全くなく、管理されている印象を受けた。



(図 2 - 3) 広報誌では、添付広告でコンポストを PR⁵¹

⁵⁰ 2022 年 9 月 15 日、シャンベリー市にて著者撮影。

⁵¹ 2023 年 2 月 15 日、現物を著者撮影。

エ 廃棄物管理の資金調達方法について

グラン・シャンベリーでは、先述した実際の廃棄物排出量に影響を受けない TEOM（土地台帳上の賃貸価格に基づき固定資産税とともに課される税金）による資金調達方法を採用している。この方法は個人の排出抑制のインセンティブにはならないが、ベネビーズ氏によると、その理由の趣旨は次のようである。「TEOM の場合、大型スーパーマーケットのような業者、すなわち家庭廃棄物を出さないことからグラン・シャンベリーの廃棄物収集・処理サービスを利用しない者であっても、TEOM を納めることになるため、資金を調達できる、という利点がある。考え方としては、大型スーパーでは、家庭で捨てられる大量のプラスチック包装等を扱っており、TEOM を払うことで廃棄物管理に参加しているということになる。」

しかし、一方で、TEOM の場合、賃貸価格によっては、4 人家族の方が 1 人住まいよりもその支払いが少なくなる等公平ではないケースも出てくる。これに対し、グラン・シャンベリーでは、実際に運用する際の実務が非常に複雑であり、かつ各家庭の廃棄物の種類の把握や予算確保の必要性はあるものの、TEOM の一部に廃棄物排出量に合わせた料金の設定等、住民にごみ削減を進めるインセンティブを付与するための価格設定も検討している、という。

（4）循環型経済の構築について

循環型経済については、「廃棄物が他の人の資源になるという重要な視点である。循環型経済は、廃棄物管理や経済にリンクしており、経済のアクターと廃棄物のアクターがしっかりつながるようにしないといけないと考えている」と、ベネビーズ氏からのコメントがあった。取組事例としては、例えば建築関係事業者と連携しながら、使用しなくなったものやまだ使用できるものを大きな倉庫で展示し、実際の倉庫への訪問やインターネットからの閲覧を通し、展示物を引き取れるようにしている。

また、4 つのコミューンが廃棄物削減に共に取り組み、循環型経済の構築を目指す中で、ソルシエル（Solucir）というアソシアシオンができ、様々なプレーヤーを繋げる活動をしており、グラン・シャンベリーはこれを支援している。同アソシアシオンは、会議やワークショップ、情報提供・共有等を通して、経済界による廃棄物削減の取組促進を図っている。また、サヴォアの 2 つの県にまたがった地域において、循環型経済ソリューションフェアも 2 年に 1 回行う。80 の循環型経済に関わる自治体、企業等のアクターが出展しており、毎回 2,000 人程の来場者がある。同団体は、公的な補助金を受け、自治体だけでなく、国の関係機関からの知識や経験の提供も受けている。

このほか、ベネビーズ氏からは、今後の長期的な計画で、具体的なことは決まっていなが、循環型経済の商業センターを作りたい思いがある、との話があった。中古家具、衣服類、スポーツ用品、おもちゃ等を集め、修理が提供できる場所を備えた施設であり、既にスウェーデンに存在し、グルノーブルやリヨンなども同様な考えがあるようである。

（5）他機関等とのネットワークについて

ベネビーズ氏によれば、自治体間での廃棄物管理についての協力関係は進んできており、包装、廃棄物、エネルギー、コンポストなどの話合いや経験の共有が行われる全国会議が開催されるほか、廃棄物収集場の適切な管理や、収集の費用の確保方法等、様々なテーマに関するウェビナーが毎週開かれ、こうした交流のおかげで施策におけるビジョンが明確になっている、という。



(図 2-4) サヴォアフェアでは、包装のアイデアとして再使用可能な風呂敷利用を提案⁵²

第 2 節 事例紹介 2 グラン・ナンシー

グラン・ナンシーを訪問し、ヒアリング調査を実施。概要は、以下のとおりである。

1 訪問調査日時

2022 年 11 月 23 日（水）～24 日（木）

2 訪問調査先概要

(1) グラン・ナンシー・メトロポール

- ・ 20 コミューンからなるコミューン間広域行政組織
- ・ 人口：約 25 万 6,000 人
- ・ 面積：14,230 ヘクタール
- ・ 地域特徴として、学生や集合住宅の割合が多い

(2) 対応者

- ・ 家庭廃棄物課 課長 クリストフ・フリッチ (Christophe FRITSCH) 氏
- ・ 家庭廃棄物課 廃棄物予防及び啓発サービス責任者 クリストフ・アルマンド (Christophe HARMAND) 氏
- ・ 家庭廃棄物課 コンポスター・マスター

⁵² 2022 年 9 月 15 日、サヴォアフェア（シャンベリー市）にて著者撮影。

ニコラ・ドゥ・リマ(Nicolas DE LIMA)氏

(コンポストの取組について)

・家庭廃棄物課 ジェリンド・トリガッティ(Gelindo TRIGATTI)氏

(洗える衛生用品、連帯共同冷蔵庫の取組について)

・住居・持続可能な発展の家 ヘレン・ブラコニエ(Hélène BRACONNIE)氏

(「住居・持続可能な発展の家」における取組について)



3 ヒアリング内容

(1) 歴史概要

グラン・ナンシーは、フランスの中でもコミューン間広域行政組織として古いものの一つであり、1959年に誕生している。廃棄物処理の権限を得たのが1975年であり、その権限は徐々に広がっている。1995年に焼却場を所有し、そこで発生した熱を公共の建物やプールの暖房等に利用している。また、バイオマスの発熱場も整備しており、今後それらをネットワーク化しようとしている。焼却場ができた当初は、廃棄物量が約10万トンあったものの、2000年以降は廃棄物が減り、現在は約6万7,000トンである。そのため、焼却場の委託業者は、焼却場を効率的に稼働させるため、他の地域から廃棄物を収集して処理しており、その廃棄物の処理費用の10%がグラン・ナンシーの収入となっている。グラン・ナンシーの廃棄物量を減らして、他エリアからの廃棄物処理量が増えれば、収入が増える仕組みになっている。

(2) 収集・処理の運営について

収集、処理は、それぞれの業務を民間企業に委託して行っている。かつては公務員が収集していたが、ストライキでサービス提供ができなくなったことがあり、2003年に全て委託へと変更している。収集は7年の公共契約(marché public)で、焼却は10年の公役

務の委託（délégation de service public）の形である（表 2 - 1）。⁵³

（表 2 - 1）廃棄物管理関係の契約一覧⁵⁴

項目	契約種類	期間
家庭廃棄物と分別梱包材の収集、ごみ箱と袋の配布及び維持管理	公共契約	7 年
選別・中間処理	公共契約	7 年
廃棄物収集センターの運営	公共契約	7 年
廃棄物収集センターからの廃棄物の処理	公共契約	7 年
木草類廃棄物の処理	公共契約	7 年
金属スクラップの収集	公共契約	7 年
事業者からの段ボール収集	公共契約	7 年
紙類の収集	公共契約	7 年
家庭廃棄物の焼却	公役務の委託	10 年

（3）職員体制について

家庭廃棄物課は、28 人の職員体制である。調査・研究（études et prospective）、経営（exploitation）、啓発・予防の 3 つのサービス部門がある。啓発・予防サービス部門には 16 人の職員がおり、他の自治体と比べても多く、この部門に重きを置いていることの表れといえる。学校やイベント等現場に出向いて廃棄物削減の啓発を行うアンバサダー（6 人）やコンポストマスター（3 人）、プロジェクトを製作する予防専門の技術者などが所属する。

（4）廃棄物管理関係の国内ネットワークについて

AMORCE⁵⁵（設立 1987 年）というネットワークがあり、地方自治体及び関係者に対して、エネルギー移行・地域廃棄物管理・持続可能な水管理の分野における専門知識・情報の提供、経験の共有、支援を行っており、重要な繋がりとなっている。同団体の HP によれば、1,000 以上いる会員のうち、3 分の 2 は州、県、コミューン間広域行政組織等の自治体が占める。

（5）廃棄物防止計画（PLPDMA）とそのアクションについて

⁵³ 公共契約では、費用が直接に支払われるのに対し、公役務の委託では、その報酬は実質的に当該役務の遂行の成果に結びついている等の違いがある。一般財団法人自治体国際化協会フランス地方団体総合法典(抄訳) 2006 年 8 月 31 日発行、P42

[<https://www.clair.or.jp/j/forum/pub/pdf/houten.pdf>]

⁵⁴ Métropole Grand Nancy, Rapport annuel 2021, Le prix et la qualité du service public de prévention et de gestion des déchets du Grand Nancy, [<https://www.grandnancy.eu/publications-legales/rapports-dactivite>]（最終検索日：2023 年 2 月 1 日）より、著者で作成

⁵⁵ AMORCE, [<https://amorce.asso.fr/>]（最終検索日：2023 年 2 月 10 日）

第1期計画（2010年～2015年）、第2期計画（2018年～2020年）を経て、現在は第3期（2022～2026年）の段階にあたる。地方選挙の度に策定されるため、期間が変則的である。

ア 策定までの流れ

計画の作成においては、諮問委員会を立ち上げなければならない。10人の議員と10人の民間組織からの参加者（アソシアション、商工会議所、職人会議所等）で構成している。構成については規則で決まっているものではない。委員会では、様々な題材について、それぞれのアクターが何を求めているのか、どのようなテーマが大切か、目標や評価の仕方等について意見交換し、計画内容を固めていく。グラン・ナンシーでは、2021年6月に内容を諮問委員会に諮り、その後民間事業者がファシリテーターを務める6回の検討委員会が開催され、2022年に持続可能な発展のための会議⁵⁶に諮られている。企業、アソシアション、住民等からの様々な意見から方向性を出して素案を作成しており、2022年5～6月には住民に諮り、プラットフォームやSNS等に出された約200の意見を元に修正を加え、2022年9月に議会で承認している。同計画は、年次報告や少なくとも6年ごとに見直しをしなければならない。

イ 目標

国の目標に沿い、2026年までに廃棄物量の1万6,000トン（-12%）削減を目標にしておおり、更に4年で2,000トンの削減をする必要があるとしている。

ウ 計画におけるアクションについて

この計画では、6つの柱（以下（ア）～（カ））をもとに、約75のアクションを掲げる。アクションのいくつかについて詳細を紹介する。

（ア）食品廃棄対策

○アクション

- ・連帯共同冷蔵庫の設置支援
- ・無駄をなくす研修の開催
- ・食堂における廃棄物の削減

⁵⁶経済、学術、環境等様々な分野の市民社会の組織を代表する110人の有志のメンバーで構成される参加型・貢献型民主主義のための自治機関。

Conseil de développement durable du Grand Nancy,

[<https://conseildedeveloppementdurable.grandnancy.eu/qui-sommes-nous/les-missions-du-c3d>]（最終検索日 2023年2月16日）

- ・無駄をなくす料理教室の開催
- ・学校行事の開催
- ・「グルメ・バッグ（飲食店での食べ残しの持ち帰り）」の啓発
- ・売れ残った食品の再活用 of 取組
- ・廃棄物対策に取り組む関係者リストの作成
- ・廃棄物対策アプリの推進
- ・市場における食品ロスへの取組

a 連帯共同冷蔵庫の設置支援

「連帯共同冷蔵庫」とは、商店や住民等が、まだ消費可能な食品を入れ、欲しい人が誰でも持ち帰ることのできる冷蔵庫である。パリのアソシアシオンが活動を始めた取組で、いくつもの地方自治体から興味が示され、この冷蔵庫はフランス各地に置かれるようになっていく。グラン・ナンシーでは、ナンシーの学生が学校の単位取得の一環のプロジェクトとして、生活に余裕がない人を助けるために、3つの冷蔵庫を置いたことが始まりである。1つの冷蔵庫設置につき、1,500 ユーロの購入費がかかるが、学生たちは、クラウドファンディングで資金を集め、グラン・ナンシーの介入なしに設置された。この動きを踏まえ、グラン・ナンシーが支援に入り、1年に3台、2026年までに合計15個設置する目標を立てている。アソシアシオン自体はパリに本部があるが、グラン・ナンシーでは、学生主体の支部がある形で、グラン・ナンシーがパリのアソシアシオンと協定書を交わし、直接に冷蔵庫を購入している。冷蔵庫の運営自体（食品チェックや冷蔵庫の故障など）は、学生がボランティアで行っている。学生による運営の場合、継続性が課題になるが、幸いにも、活動開始当初の学生は卒業後もナンシーで就職し、出身校に赴いて、在学生たちに活動を継続するよう働きかけてくれており、2026年までは継続できる見込みとなっている。

冷蔵庫の設置場所については、グラン・ナンシーから、各コミューンの市長への依頼等を通して学校への設置に賛同してもらえるよう働きかけているほか、学生も商工組合や飲食店組合等の意見を聞きながら設置場所を探す。最初の冷蔵庫は、設置から既に2年経っているが、設置は市内中心部に集中しているため、今後は、中心地以外のコミューンとも連携し、商店だけではなく、学校に設置し、給食で余った食品を入れ、生徒の家庭で利用できるように整備したり、大学のキャンパス内にも設置する方向である。

設置の際は、場所の提供者と協定を結んでおり、電気代は冷蔵庫を設置している商店等の負担である、夜は危害がないよう冷蔵庫は店内に入れる等、取り決めをしている。トリガッティ氏によれば、食品衛生の問題にかかる責任の所在等、協定書の作成にあたっては、法務部と相談しながら綿密に検討を行い、遵守する項目を明確にしている、という。歩道に設置する場合等、市の許可が必要となる場合は、グラン・ナンシーは行政的な手続のフォローもする。

トリガッティ氏によると、現在設置された冷蔵庫のうち、レストランやカフェが多

い通りのものが、特によく機能しており、置いている商店が、周りの商店に呼びかけて広まっている。

フランス中でこの連帯共同冷蔵庫は広がりを見せており、他の自治体は、グラン・ナンシーとは異なり、自治体側が主体となって取組が動いているところもある。



(図 2 - 5) 食品が寄付される市場内の連帯共同冷蔵庫。⁵⁷

b 集団給食施設における廃棄物の削減

オルガネオ(OrgaNeo)という研究機関と連携しており、彼らが実際に現地へ行き、料理を作り提供するまでの過程を視察、評価し、無駄を減らすための提案をしている。例えば、むいた皮を量ってもらう、子どもが残した量を量ってもらう、パンをより小さくカッティングする、お腹がすいた子どもが飛びつかないようにパンを最後の取り位置に置く、配膳量によってお皿を色分けする等、学校給食や老人ホームなど、現在 17 施設を対象に行う。

c 「グルメ・バッグ (食べ残しの持ち帰り)」の啓発

法(環境法典 L541-15-7 条)により、全ての飲食業者が食べ残しの持ち帰りを要求する客に、持ち帰り用の再使用・リサイクル可能な容器を提供する義務が存在するが、グラン・ナンシーでは、それより以前から啓発に取り組んでいる。フリッチ氏によると、フランス人は余った食事を持って帰ることに抵抗があるに加え、業者は廃棄物が削減できれば経費削減できることや容器提供の義務を知らない人もいる、とのことで、

⁵⁷ 2022 年 11 月 23 日 ナンシー市にて著者撮影。

より啓発活動を強化する必要がある、と考えている。また、店舗で売れ残った未使用商品については、それを缶詰にしてくれる工場があったり、余ったパンを利用した商品を売る店もある、という。こうしたフードロスに取り組むアソシエーションや企業を探し出すこともグラン・ナンシーの重要な役割となっている。

d 廃棄物対策に取り組む関係者リストの作成

住民が食品廃棄の取組を行動に移す際の助けとなるように、ネットや広報誌などで、具体的な無駄の削減を可能とする団体等のリストを作成・公開し、情報を提供している。

(イ) 有機性廃棄物は生まれたところで管理する

(家庭で出た有機性廃棄物のコンポストの促進)

○アクション

- ・ ミミズコンポストの研修及び販売
- ・ 共同コンポストの継続的发展（新規設置場所の開拓、既存設置場所の活性化、共同コンポストの各地区の住民担当者ネットワーク化の推進）
- ・ 個人の有機性廃棄物処理ソリューションの発展（個人コンポスト容器の販売、コンポスト容器の販売、コンポストを生成するためのトレーニング、コンポストガイドの養成）
- ・ 粉碎した枝葉の収集（コンポストへの利用）
- ・ レストラン業者の有機性廃棄物のコンポスト化を支援
- ・ 市民コンポストネットワークへの賛同
- ・ 有機性廃棄物管理に関する学校イベントの開催

a 個人単位のコンポスト

ミミズコンポストや個人コンポスト容器を特別価格で販売し、使用方法のトレーニングを行っている。これまで、約 800 のコンポスト容器を販売している。ミミズコンポストについては、技術が必要なため、必ず 2 時間のレクチャーを受けてもらい、決断してもらった上で購入を促している。

b コンポストのネットワーク

コンポストの研究を行う、市民コンポストネットワークという全国規模のネットワークによって、他自治体との交流が生まれ、好事例の共有や、課題やより良い方法について情報交換ができているほか、グラン・テスト州でのコンポストを扱っている関係者が集う会合が開催されている。フリッチ氏は、コンポストの事業を進める際はこのような交流はとても有効である、とみている。

c 共同コンポストの取組

家庭廃棄物課のコンポスター・マスターである、ニコラ・ドゥ・リマ氏より、公園（Place de la Croix de Bourgogne）にある共同コンポストの現場でその取組を伺った。

(a) 職員体制

「コンポスター・マスター」という役職の職員が3人おり、学校での啓発活動やイベントへの参加、企業訪問等を行い、コンポストを推進している。

(b) 取組概要

共同コンポストは、個別住宅に設置するケース、集合住宅や企業等の共同の庭に設置するケース、公園などの公共の場に設置するケースがある。共同コンポストについては、現在、域内に約 200 存在する。

公共の場のコンポストの場合は、敷地所有者の許可の上で、グラン・ナンシーがコンポスト容器、スコップ類の道具を設置・管理し、設置後の運営はアソシアシオンや個人のグループ等が行う。住民自らの要請に基づいて設置するもので、団体の代表者は、コンポスター・マスターから、必ずコンポストの方法や住民との関係性の作り方など、1時間程のレクチャーを受けなければならない。

今回視察したナンシー市所有の公園の共同コンポストの場合は、アソシアシオン（名称：コンポスト 54）が運営を担っており、グラン・ナンシー及びナンシー市とアソシアシオンで協定（5年更新）を結んでいる。容器が満杯になった際のコンポストの移動作業は、代表者が参加住民に呼びかけて一緒に行っており、コミュニティ内の交流も生まれている。出来上がったコンポストについては、個人が持って帰ることができ、コンポストが過剰に生成されて困っているという問題は今のところない。

企業で設置したい場合は、企業側負担で容器を購入するが、グラン・ナンシーと5年の協定に署名すれば、コンポストの方法等についてグラン・ナンシーがフォローアップをしている。

2024年からは、有機性廃棄物の分別義務が始まるため、新たな収集にかかる経費がかかってくる可能性がある。現在、共同コンポストは、自主的な活動でうまく運営されており、一年に約 50 箇所新設されている。コンポストで全ての住民の廃棄物をカバーすることや、あらゆる場所にコンポスト容器を設置することもできないため、100%の解決とはいえないかもしれないが、共同及び個人でコンポストを進めることで、少しでもその負担を軽減できる、とドゥ・リマ氏は考えている。

そのほか、グラン・ナンシーでは、9つの廃棄物収集場に植物廃棄物専用の巨大な容器があり、コンポストする企業が植物廃棄物を回収して、工場でコンポスト化して、住民に配布するサービスも行っている。



(図 2-6) 公園 (Place de la Croix de Bourgogne) にある共同コンポスト

周辺に住む 40 世帯が利用しているもので、代表者のメールアドレスがコンポスト容器のふたに貼られている。新たに参加したい人は代表者に連絡し、利用規則や指導を受けて、コンポスト容器にかけてある鍵のダイヤルコードを教えてもらい、自ら開閉して利用できるようになる。スコップ等の道具が備えつけられている。⁵⁸

(ウ) モノに第二の人生を与える

○アクション

- ・修理（修理に関する情報提供、修理可能性指標の情報提供、修理活動のサポート、新しい修理活動の創出、再使用に関わる関係者（修理ボランティア等）リストの作成、イベント「再使用ビレッジ」の開催）
- ・与える・交換する・借りる・中古品の購入（寄付アプリの推進、無料ゾーン（zone de gratuité）⁵⁹に関わる組織の推進、トゥルコテーク（trucothèque）⁶⁰の推進支援）、地域のリサイクル機会の増（廃棄物収集場とリサイクル機会の繋ぎ方の研究、リサイクル機会の創出支援）、
- ・テキスタイルの活用（繊維製品類の回収機会の創出、ファストファッションにかかるワークショップ開催、衣料品交換の組織の発展）、本のリサイクルのための

⁵⁸ 2022 年 11 月 23 日、ナンシー市にて著者撮影。

⁵⁹ 不要になったものを預け、欲しい人が好きなものを無料で受け取ることができる場。

⁶⁰ 「truc(物)+thèque(資料室)」の意。学生を対象に寄付された不用品を安価で提供するイベント等を実施。グラン・ナンシーは、プロジェクトのフォローや財政面、保管場所等の支援を行っている。MJC Lorraine,

[<http://www.mjclorraine.com/activites--10084-65039-trucotheque-nouveau-116.php>](最終検索日 2023 年 2 月 16 日)

本棚「本の木」設立支援)

a リペアカフェ

「リペアカフェ」は、ボランティアが家電類を無償で修理提供する場である。オランダ発祥の考え方のもので、2015年にMJC⁶¹ロレーヌ（以下、「MJC」という。）が始めた仕組みを広げている。グラン・ナンシーは、新規リペアカフェの場所を探すためのコミュニケーションとの連絡を行うことはあるが、基本的にはMJCに補助金を出すのみで、MJCが全体の管理運営をしている。

域内には16のリペアカフェがあり、バカンス時期を除いて各々が月1回開催しており、年間を通して計160回のリペアカフェが開かれている。修理ボランティアは、元エンジニアとして勤務していた人や技術学校の元教師などで、約110人のボランティア修理人がいる。修理の対象は、掃除機等の家電製品であるが、電話やコンピューターは個人情報の問題等があり、対象には含まれない。

フリッチ氏によると、修理成功率は65%で、うまく運営されて事業も広がりも見せており、今では現役の学校の先生の中から、ボランティアを育てたいと授業開催の申し出もでている、という。



(図2-7) リペア・カフェ⁶²の様子

⁶¹ Les Maisons des Jeunes et de la Culture。全国にある文化センターのような機関で、ダンス、語学など、様々な講座をしている。グラン・ナンシーには7つあり、MJC ロレーヌは、フランスでも活動が活発である。

⁶² 2022年11月24日、エッセ・レ・ナンシーにて著者撮影。

会場となる公民館では、修理してほしい電化製品を持った住民の列ができていた。住民は、受付で用紙に必要事項を記入、規約に署名し、順番に空いた机でボランティアに相談して修理してもらう。ボランティアは、和やかに相談しながら、無料で修理を行う。修理してもらった人は、気持ちを寄付することができ、このリペアカフェでは、寄付金を貯めて、修理用の工具を購入している。ボランティアは、地域住民と交流でき、リペアカフェが自身の得意分野で活躍してやりがいを感じられる場となっているようであった。

b イベント「再使用ビレッジ」の開催

園芸や自然環境、ごみ削減等に関連したブースの出展、ワークショップなどが行われるイベント内で、修理できる方が住民の持ち込んだ家電製品を修理している。来場者にそのような職業やボランティア等がいることを知ってもらう良い機会になっている。

c リサイクル機会創出の支援

ラ・ベンヌ・イデ（La Benne Idée）というアソシアションと連携し、集積場でまだ利用可能な家具や食器を回収し、低価格で販売する活動を行っている。フリッチ氏は、今後、より対象の品目を広げたいと考えており、こうした活動は、補助金だけで動いていくものではなく、ビジネスとして永続できるよう育てていくことを意識している、とのことであった。

d テキスタイルの活用

エコテキステル（ECOTEXTILE）という業者が、無料で、洋服の回収や分別、再利用、リサイクルを行うほか、ファストファッションの危険性の啓発や服のガレージセールを行っている。2022年の欧州廃棄物削減週間では、庁舎内で不要となった服を回収し、無料で提供するイベントをしており、このイベントで残ったものは赤十字に寄付している。

e 「本の木」設立支援

コミューンから場所を提供してもらい、住民が読まなくなった本を置き、読みたい本があれば誰でも自由に持って帰ることができる「本の木」と呼ばれる本棚を各所に置いている。この本棚は、職員が製作しているものである。



(図 2-8) ナンシー市内 (左) やグラン・ナンシーの休憩所コーナー (右) に設置されている「本の木」⁶³



(図 2-9) ナンシー市役所の食堂の脇に設置された再利用コーナー
必要のなくなった物や本が集められ、欲しい方が自由に持って帰ることができる。⁶⁴

(エ) 包装ごみゼロ
○アクション

⁶³ 2022 年 11 月 23 日、ナンシー市にて著者撮影。

⁶⁴ 2022 年 11 月 23 日、ナンシー市にて、著者撮影。

- ・保証金の開発（容器のデポジット制度の可能性の検討、コップ洗浄産業の支援）
- ・店舗で持参容器が利用できることの情報周知、ペットボトルを削減するための水道水飲用の普及促進（水道水の長所の情報提供、ウォーターバー推進を支援）
- ・防止アンバサダーによる「Do It Yourself（自分で作ろう）」ワークショップの継続

a エココップ

ロレーヌ大学で大量の紙コップが捨てられており、洗えるエココップの導入について大学からの提案があったことから、グラン・ナンシーは、マイコップを置いた際に自動販売機がそれを探知し、紙コップが降りてこない機械を開発できないか、業者と検討している。庁舎内では、2022 年からマイコップに飲み物だけ提供できる機械を設置しており、紙コップで購入するよりも低価格で飲み物を購入できるようになっている。



（図 2－10）グラン・ナンシー庁舎内のマイコップで飲料を購入できる自動販売機⁶⁵

b 店舗で持参容器が利用できることの情報周知

自分の容器を持参し、持ち帰り可能な食品を自分の容器に入れて購入する行動も促進する。例えば、大手スーパーのカルフールでは、包装したものより低価格で提供するパスタのばら売りを始めており、業者にとっても経費がかからないことから、類似事例が増えている。

c 防止アンバサダーによる「Do It Yourself（自分で作ろう）」ワークショップ

ハンドクリームやリップクリーム、粉歯磨きなど、アンバサダーである職員が自ら

⁶⁵ 2022 年 11 月 23 日、ナンシー市にて、著者撮影。

試作してワークショップを開催し、その作り方を教えている。フリッチ氏によれば、この事業は大変うまくいっており、これらをきっかけに廃棄物対策に興味を持ち、廃棄物削減のメッセージを伝えられている、ということであった。包装材の廃棄をなくすことのみならず、内容物を無害なものにしていく、すなわち有害なものを廃棄物として出さないという考え方にもつながるものとなっている。



(図2-11) 買わずとも自分で作れる数々の製品レシピ提案⁶⁶

(オ) 洗える衛生用品を利用する

○アクション

- ・ 洗えるおむつの利用（長所のPR、保護者向けワークショップの開催、購入支援、試着機会の提供、利用事業者（保育所・認定保育ママ⁶⁷等）への啓発、洗えるおむつに移行する利用事業者のフォロー、洗濯とレンタルの仕組みづくり）
- ・ 洗える生理用品の利用（情報提供、ワークショップの開催、購入支援）
- ・ 使い捨ておしりふきの過剰利用への対抗（DIYワークショップでの「洗えるおしりふき」の普及、洗浄可能な代替品に関する情報提供）

a 洗えるおむつの利用

洗えるおむつは、かつては女性が洗い、大変な作業であったイメージから、議員からは後退なのではないか、と反対意見があったものの、実際の現代のおむつを見せて使ってもらうことで、受け入れてもらえた経緯がある。

一般に子ども1人のおむつ利用期間は約2年半で1トンの廃棄物となり、6,500€程

⁶⁶ 2022年12月1日、現物を著者撮影。

⁶⁷ 国の認定を受けて、自宅で幼児を預かる職業。

の経費がかかると言われている。洗えるおむつは、初期投資（1個は約 30€であり、10～15 個必要だと換算すると、300€程度）はかかるが、長い目でみると、経費がからないものになる。

洗えるおむつについては、現在、個人の購入費に対し 25%（上限 100€）を補助をしているが、今後上限を引き上げ、補助率 50%若しくは子供一人につき 200 ユーロの補助とするほか、希望する親に、洗えるおむつを 1 つプレゼントする事業も予定されている。認定保育ママ（本稿 47 頁脚注 67 参照）に対しては、750 ユーロの補助を行っており、また、試験利用したい保育園に対しては、3 カ月間の費用の 50%を補助している。現在、2 つの託児所で利用がある。

グラン・ナンシーでは、質がよく、購入後の商品のアフターケアサービスが良いことから、地域で少量販売をしているおむつを買うよう薦めている。インターネットで安い大量生産品を買った場合、質が悪く、長続きせず、洗えるおむつへの印象も悪くなるのが理由である。

域内には、おむつを回収し、洗濯するサービスを提供するアソシアシオンも存在している。

b 洗える生理用品の利用

洗える生理用品の利用については、個人に対し、年間 30 ユーロの補助がある。グラン・ナンシーは、ロレーヌ大学を通して、より学生たちに広めたい、と考えている。

(カ) エコな消費の推進

○アクション

- ・ごみゼロチャレンジ（ごみゼロ削減に取り組む家族に対し、コンポストや Do It Yourself（自分で作ろう）のトレーニングを通して、廃棄物の削減を促進）の実施
- ・ごみゼロ地区の促進
- ・イベント主催者の環境配慮を支援
- ・事業者の廃棄物防止の意識向上
- ・廃棄物防止促進イベントを開催
- ・廃棄物削減について教育的機能を持つ施設整備、「OUI PUB」（ちらしごみ削減対策）の実施
- ・廃棄物の有害性低減のための情報提供
- ・ごみの組成研究
- ・先駆的な情報の発信
- ・墓地廃棄物（花・ポット）の有効利用

a ごみゼロ地区の促進

グラン・ナンシーでは、今後、商店や学校などが集まる地区にごみゼロ地区を設定

したい、と考えている。これは、パリ 10 区のパラディ通りのプロジェクト⁶⁸の発想から来ている。このプロジェクトは、同通りを「ごみゼロ通り」と設定して意識向上のためのトレーニング、売れ残った商品の再販売、分別、消耗品（ストロー、カトラリー、パッケージ）の削減、有機性廃棄物の収集等、住民やオフィス利用者がごみゼロのライフスタイルを実践する取組が行われており、2018 年 12 月から 6 か月後には、この通り全体で家庭廃棄物の 16%（53 トン以上）が削減されている。

b イベント主催者の環境配慮を支援

イベントにおけるエコロジー精神の意識の向上を図るため、グラン・ナンシーのイベントで、ペットボトル飲料ではなく、再利用可能なコップで飲料を配っているほか、環境に配慮したイベントを行う主催者には、ラベルを与えている。

c 「OUI PUB (チラシもらいます)」の実験（ちらしごみ削減対策）

先述した気候市民会議で提案された施策の一つであり、グラン・ナンシーは実験に手を挙げ、他の 14 の自治体とともに選ばれた。260 万人の住民が関わっており、原則 3 年間の実験である。内容は、住民が自宅ポストに、「OUI PUB (チラシもらいます)」のシールを貼り、そのポストにのみチラシ等の広告物が入れられる。通常、「チラシお断り」というシールをポストに貼り、広告物を断るが、敢えて、逆の行動により実験を試みているものである。実施においては、大手スーパーや広告を入れたい業者、配布業者、消費者団体等が推進グループメンバーとなり、意見交換を行う。「OUI PUB」のシールを貼っている率は、現在 20%であり、それ以外の分の紙の廃棄物が削減されたことになる。



(図 2-12) OUI PUB ステッカー⁶⁹

⁶⁸Paris, Le paradis du Zéro Déchet, [<https://mairie10.paris.fr/pages/la-rue-zero-dechet-14727>] (最終検索日：2023 年 4 月 23 日)

⁶⁹ 2022 年 12 月 1 日、現物を著者撮影。

(6) その他の廃棄物削減にかかる住民向けサービス

ア 「住居・持続可能な発展の家」

(ア) 役割・業務内容

住民のための窓口センターとなる施設であり、グラン・ナンシーの日常の質問や苦情、問い合わせを受けるほか、廃棄物や住環境に関する事項・水・ガス・光熱費の節約等、持続可能な発展のための啓発活動、一戸建て住民向けの分別袋等の無料配布を行う。廃棄物の問い合わせは、主に廃棄物回収車、廃棄物の出し方、分別の仕方、粗大ごみの個別回収（自家用車がない人のためのサービス）についてである。

同施設には、キッチン、風呂場、デスクなど住環境をイメージしやすくした部屋があり、その中で、住環境に関わる住民向けのイベントを行う。家庭廃棄物課のアンバサダーも啓発活動を行っているが、彼らは学校やイベント等現地に赴いて定期的に活動するのが業務であるのに対し、このセンターでは、施設内でイベントを実施している。例えば、廃棄物の現状を来場者に説明し、ゲームを通して廃棄物削減の意識を高めてもらっている。題材は、食品廃棄、コンポスト等で、日常生活の使い捨ての習慣を変えるための方法を具体的に知ってもらい、住民に対して可視化し、具体的に何ができるのかの気付きを与え、実践を促している。例えば、洗えるおむつに対して補助金を交付しているが、おむつのコスト計算を実際にしてもらうことで、自分で具体的に実感してもらう等、ブラコニエ氏によれば、理論として分かっているが実行に移すのは別話であり、具体的なイメージを持ってもらうことで実際に行動してもらいやすくしている、という。



(図 2-13) 廃棄物削減の具体的な方法を可視化するためのグッズ⁷⁰

(イ) 職員体制

施設自体は、職員 5 人と、住環境や光熱費、リフォーム等の分野でパートナーとなっている 7 つのアソシアシオンで対応しているが、廃棄物については、その関連のアソシアシオンが入っていないため、職員で対応し、住環境整備、気候・エネルギー、

⁷⁰ 2022 年 11 月 24 日、ナンシー市にて著者撮影。

家庭廃棄物の部局と連携する形態をとっている。

第3節 事例紹介3 ルーベ市

ルーベ市を訪問し、ヒアリング調査を実施。概要は、以下のとおりである。

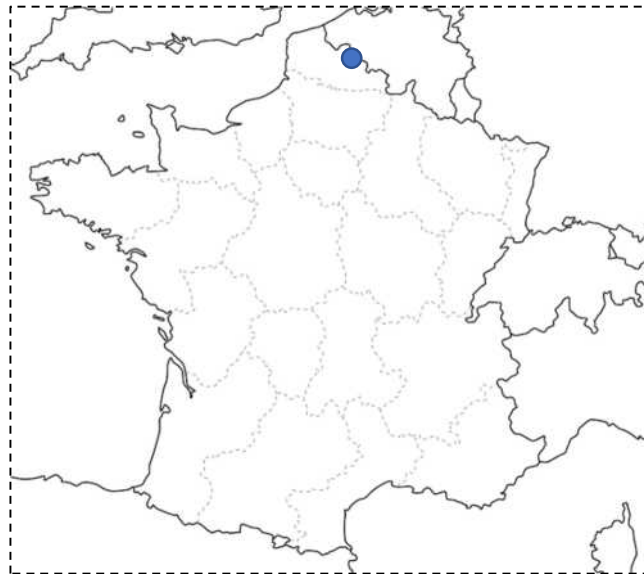
1 訪問調査日時

2022年9月7日（水）14:00-16:00

2 訪問調査先概要

（1）ルーベ市（フランス北部、ノール県のコミューン）

- ・人口 約9万9,000人
- ・面積 13.23平方キロメートル



（2）対応者

- ・第3副市長、家庭・学校・アソシアションを除くごみゼロ担当
アレクサンドル・ガルサン（Alexandre GARCIN）氏
- ・第6副市長、家庭・学校・アソシアションのごみゼロ及び大規模工事担当
マグダレンヌ・デレポルト（Magdalène DELEPORTE）氏
- ・持続可能な開発・ごみゼロプロジェクト推進責任者 アウドレイ・レクレルク
（Audrey LECLERCQ）氏
- ・循環型経済責任者 ヴァルジニ・ウヴァナー（Virginie HUVENNER）氏
- ・循環型経済担当。アンテレッグ（Interreg）プロジェクト「廃棄物アップサイ
クル(Upcycle Your Waste)」担当 ヒューゴ・デウラヘン（Hugo DELAHAYE）氏

- ・循環型経済担当。デザイナー兼「発掘者」（「企業が排出する資源になる廃棄物を発掘する人」の意） ティボ・フェイファー（Thibault Pfeiffer）氏

3 ヒアリング内容

（１）職員体制について

経済や廃棄物管理の権限は、リール・メトロポール（人口約 100 万人）にあり、ルーベ市は、廃棄物削減のソフトの部分に取り組む。

職員体制は、持続可能な開発ミッション担当にパートタイム職員 4 人、循環型経済ミッション担当 3 人、商業担当（商業従事者協会に所属） 1 人である。循環型経済ミッションは 2018 年に創設された部署で、当初は職員が 1 人であったが、現在は 3 人に増員しており、そのミッションに重きを置いている。

雇用形態は、ミッションごとの契約職員のような形で、フェイファー氏は、元インダストリアル・プロダクト・デザイナーでエコ・コンセプションが専門であり、デウラヘン氏は、政治学、都市開発、環境関係の法律、建築会社に関わった経歴を持ち、ウヴァナー氏は、人事部署の出身だが、気候変動に興味があり、自ら勉強して現在の部署の職員となっており、多様な経歴をもつ職員が集まる。

（２）ごみゼロへの取組について

ア 経緯

ルーベ市のごみゼロの取組は、道に捨てられたごみが市民生活に支障をきたしていたため、清掃の必要がないようそもそも廃棄物を出さないようにしよう、という 2014 年にまちの美化からスタートしたプロジェクトである。市が、商店、企業、家庭、学校、民間団体、公的機関などの各プレーヤーを巻き込み、始まった。

イ ごみゼロファミリー・チャレンジ事業

自らが出すごみを実際に手で量ることで、自ら「重い」ということを体感してもらい、物理的な体験を通じてごみゼロの意識を芽生えさせ、消費行動を変え、ごみ削減の実践につなげる事業である。何故ごみが問題なのかを各参加者にしっかり意識してもらうため、このチャレンジは、1 年間かけて行い、その間、市はフォローを行い、終了後も継続してワークショップ等に参加することもできるようにして関わりを続ける。消費行動はすぐには変わるものではなく、小分けされたものを買わない、包装があるものを買わない、といった小さな行動の積み重ねで、その行動につながるまで時間がかかることから、この期間を重要視する。

レクレルク氏によると、「特に低所得の方には大きな変化があり、ごみを減らす行動により、買い方が良くなり、可処分所得を増やすということにつながった。参加した家族は、消費行動の変化により可処分所得が増える等何かしら良い影響があると、それを口コミで広げてくれる。調査を実施したところ、1 家族が 10～20 の家族に広げているということが分かった。何らかの形でごみゼロに関わっている人口は、住民の 15～

20%とみている。」とのことであった。

ウ 学校への取組

学校に通う子どもは約1万人おり、取組の一つとして、年間を通して市が学校を訪問し啓発活動を行うほか、「循環型経済とごみゼロの家⁷¹」において、約3週間かけて、毎年小学校1年生程度の年齢にあたる市内の全ての児童 2,000 人程を対象に、ごみゼロの講座を行い、水筒と弁当箱を配布している。

エ 事業者への取組

事業者に対しては、形態別（飲食、ホテル等）にごみゼロへの取組についてチェック基準を持ち、市と密に連携をとる団体の審査をとおして、基準を満たしている場合はラベルを与え、ごみゼロ活動を促進している。SNS やインターネット、地図等でラベル保持事業者の情報は発信し、既に 80 程の事業者がラベルを取得している。レクレルク氏によると、ごみゼロに取り組む家族は、ラベル取得した店で買い物をしたいと思っている、とのことで、消費行動を変えたいと思っている家族と、こうした事業者をつなげることを大切にしている。

事業者数は、市内に 1,000 店程あり、参加事業者は全体の約 10% 近くにあたる。ラベルは、イメージアップという広報面から事業者を支援するものになるが、廃棄物処理のための税金の減免、経費支出の抑制にもつながっている。例えば、レストランのテーブルに敷く紙のランチマットは一度使用するたびに廃棄することになるが、これを止めることができれば、事業者は、排出する廃棄物量が一定量を超えると支払い義務が生じる追加の税負担を抑えることができ、またランチマットの経費もかからないようになる。

「事業者は、始めはごみゼロの取組に乗り気でないこともあるが、顧客となる住民がそれに賛同してくれることを知ってもらうことが大切である」とルーベ市は考えている。

オ イベント

年間を通して様々なイベントを行っている。例えば、ごみゼロ・フェスティバルでは、1～2日間、市庁舎前の広場で、企業の具体的なごみ削減の取組紹介や、ゲームや講演会等、様々なワークショップを行う。2022 年は、植物フェスティバルと関連付けることで来場者が増え、商店や職人、アソシアション、住民等が集まり、ごみゼロを知るきっかけづくりになった。

(3) 循環型経済の構築について

ルーベ市は、ヨーロッパ循環型経済先進都市⁷²の 11 市の一つに選ばれている。

⁷¹歴史的建造物である旧修道院を再活用した施設。様々な企画を実施。

⁷² European Commission Circular Cities and Regions Initiative, [<https://circular-cities-and-regions.ec.europa.eu/>]（最終検索日：2023 年 2 月 1 日）

ア 循環型経済の捉え方

一見分かりにくく感じる言葉を地域に発信する際、どのような視点を大切にしているのか伺ったところ、レクレルク氏は次のような旨で答えた。「循環型経済とごみゼロは、重なり合うものと捉えている。循環型経済の取組は、より企業に焦点が当てられているが、目的は一緒である。活動においては、循環型経済はリサイクルであると思いがちだが、それとは異なる、ということを理解してもらえよう努力している。プロジェクトが進み、様々なアクターが入ってきているが、一般住民に対しては「ごみゼロ」が理解しやすく、企業に対しては「循環型経済」が入りやすい。最近では、エネルギー料金の上昇があるため、ごみゼロという言葉を使う際には「無駄ゼロ」という意識を発信の際に入れていくようにしている。ごみゼロ＝ごみを出さない、無駄ゼロ＝生活エネルギーを無駄にしない、というものである。企業については、初めはその必要性について理解を得るのが難しかったが、ごみゼロの様々な活動が広がってきた結果、賛同するところが増えている。循環型経済に取り組むアクターは様々ないるが、そのアクターを知っているのが市であり、芽を出しているものを市が繋いでいると考えている。」新しい考え方を様々な人に理解してもらい、行動につなげてもらうためのルーベ市の情報の伝え方の工夫が感じられる話であった。

イ 組織体制

循環型経済ミッションの部署は、循環型経済の発展は雇用にもつながるという観点から、経済分野の部署の一部となっている。ルーベ市は、失業率が高く、雇用創出も大切な政策課題となっており、廃棄物の選別や廃棄物を再使用・リサイクルする等の職務は、資格等を持っていない人も参加可能なため、同市では循環型経済の構築は雇用対策の面からも有益である、と考えている。

ウ プロジェクト「廃棄物をアップサイクルしよう」

欧州の廃棄物アップサイクル・プロジェクトに参加しており、このプロジェクトには、ベルギーやイギリス等の自治体や大学、産業分野のマネージャーなど、7つのパートナーがいる。目的は企業廃棄物をその地域の資源に返すことであり、職員が企業に足を運び、どのような廃棄物があって、どのような資源に興味があるのかを調査し、勧誘活動や情報提供を行い、企業同士を繋げている。例えば、木のパレットを廃棄する企業がある一方で、別の企業は常に新品のパレットを買っており、それら企業同士を繋げる、ということである。実際に取組を行う中では、前向きではない企業もあるが、相手を知り、繋がるという時間がかかる側面を市がサポートしてくれるなら、と興味を持つ企業もあるようである。2021年の例では、ビール醸造所から出た麦芽かすを再び利用可能な食品に変えるというマッチングを市で成立させている。話に乗ったのは、丁度同じことを考えていた起業家で、彼らにとっては、市に背中を押してもらったという感覚のようである。この事例では、市内には4つのビール醸造所があるが、そこから出ていた廃棄物だ

ったものは全て資源になるものであった、といえることになった。

また、資源になりそうな廃棄物を公募し、同時に、その廃棄物となっている素材を見せる展示イベントも行っている。同イベントでは、テキスタイル、粉、プラスチック等の廃棄物に説明を付けて公開し、企業や起業家等が訪問して、使える物がないか見ることができる。

エ 廃棄物と資源を繋げる「発掘者」

「発掘者」と名付けられた職員は、現場に足を運び、廃棄物を探し、棚卸のようなことを行う。他の自治体でも企業間を繋げる取組を行っているが、通常はサイト上で行われており、この「発掘者」はルーベ市独自のアイデアである。この発掘者が直接その企業の社長に会い、人が人と人を直に結びつけ、企業との信頼関係を構築することが大切だ、とルーベ市は考えている。2021 年は「発掘」が中心だったが、現在は、発掘したものをどのように繋げるかの活動が中心となっている。

オ 企業間相乗効果ワークショップ

企業間相乗効果ワークショップを開催する予定を組んでおり、「循環型経済のごみゼロの家」に、様々な企業に集まってもらい、どのような資源を持っているか、どのようなものを探しているか、循環型経済スピード・マッチング・ミーティングを行うものである。前回の同様のイベントでは 34 社の参加であったが、今回、可能性のあるマッチングが 215 件見つかっており、大きな広がりを見せている。イベントでは、企業間マッチングによる相乗効果についての報告も行われる。企業同士が直に会って話すため、関係づくりや気運づくりができており、ルーベ市は、ごみゼロや循環型経済構築において、出会い、交流、分かち合いを重要視している。実際にミーティングでは、その場で興味がある、となれば話を進め、難しいとなれば実現しないものであり、市は、この企業とこの企業でこうなさい、ということではなく、企業がしたいことは何かを元に、それに対してフォロー、サポートするという立ち位置となる。

カ 新たな拠点整備

インキュベーターやアクセラレーター等、循環型経済に取り組む企業が入る拠点を整備するため、かつての繊維工場を市で購入している。始まったばかりのプロジェクトで、一つ目の会社が入ったところであり、「循環型経済とごみゼロの家」と同工場を関連付けながら取り組み、雇用の機会を創出し、廃棄物の再使用やリサイクルを促進するための拠点として、今後、市民と協力しながら進めていく予定である。

(4) 他地域との連携

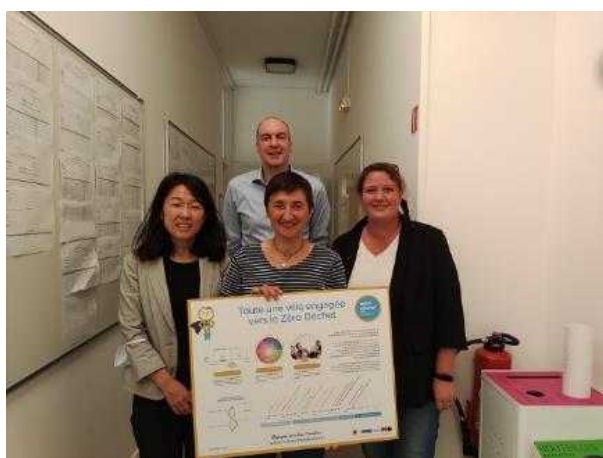
対外的な活動として、ブラジルとごみゼロの取組にあたって、パートナーを組んでいる。また、ルーベ市の取組に興味を持った周辺自治体には、築いてきたアプローチや手法の提供をしており、活動に市を超えた広がりを見せている。レクレルク氏からは、「日本でも、

ごみゼロに関心のある自治体があれば、自分たちが何かできることがあると思う。」とのお話をいただいた。

(5) 最後に

レクレルク氏は取組を進めるにあたっての市の役割について、随所でその考えを示された。その趣旨をまとめて最後に記したい。

「取組にあたって、自治体は市民に対してスポーツのコーチングをするような存在であるという意識でいる。アドバイスしたり、耳を傾けたり、身近な存在として、市民一人一人に育ってもらい、どのアクターにもやってみることができる、と思ってもらい。皆さんがイニシアチブをとって成長していける場所づくり、環境を作っていくのが市の役目であり、関わる人たちのイニシアチブがそれぞれの活動をつくっていくものだと思っている。それぞれがそれぞれの場所を見つけて、そこで変えていきたいという人と一緒に行動していく。市の役目は、答えを見つける手がかりを出すことである。今すぐ全てを変えることは不可能であり、前向きにごみゼロに取り組もうとする人たちのペースで変えていくことが大切である。」



(図 2-14) ルーベ市役所にて⁷³



(図 2-15) 市観光案内所では、ごみゼロを実践するための商品も販売⁷⁴

⁷³ 2022 年 9 月 7 日ルーベ市にて著者撮影

⁷⁴ 2022 年 9 月 7 日ルーベ市にて著者撮影

（コラム）身近に見られる消費の選択肢

ルーベ市の方に紹介してもらったバー兼カフェ「Les 3 Tricoteurs」⁷⁵は、持続可能性がコンセプトにある。この店では、お客の注文に合わせてオリジナルの柄の靴下等の衣類品を製作し、商品が完成するまでの15～20分程度の間、客はカフェ&バースペースで会話を楽しみ、商品完成後に受け取って帰れる。注文を受けて製作するため無駄がなく、作業場では、通常出る繊維の無駄な廃棄物が出ない日本製の機械を使用しているということだった。元々、店舗は市の関連施設であった場所が空いたところ、ごみゼロに関心のある事業者が市と交流があったため、場所を得ることができたのだという。著者が訪問した日も、フランス人が好むテラス席は客で満席となっており、事業は軌道に乗っているとの話で、こうした熱意ある事業者と絶妙なサポートを提供する市、更にはそうしたコンセプトを持つ場所を選んで訪れる住民とが繋がっている、ルーベ市の姿が見られた場所だった。

また、ナンシー市では、廃棄物削減、持続可能をコンセプトとしたブティック「Elanavriin」⁷⁶を視察した。ここでは、月会費を払い、不要になった洋服を引き取ってもらうことでポイントが受け取れ、そのポイントを使って店内のリユースの洋服を持って帰ることができるという。店内には交換できる洋服のほか、ごみゼロを実践するための商品や地元作家の手作り商品が並んでいた。利用者は、お店のコンセプトに賛同し、活動を応援したい思いを持ち、来店しているという。

このような持続可能性やごみゼロをコンセプトとした店は、パリはもちろん地方都市でも目にする。地域で芽が出た活動から、意識普及の発信主体の一つとして、それを求める消費者を繋げられる場として、自治体も連携してその活動を盛り上げていくことは大切に思われた。



（図2-16）ごみ発生抑制・削減推進のラベルが貼られたカフェの入口（ルーベ市）⁷⁷

⁷⁵ <https://lestroistricoteurs.fr/>

⁷⁶ <https://elanavriin.fr/>

⁷⁷ 2022年9月7日ルーベ市にて著者撮影

おわりに

パリでの生活を始めて間もない頃は、リサイクルの分別があまりにも少なく戸惑ったが、徐々に自分自身が「ごみを出さないこと」を選択しながら消費できる状態にあることを感じ始めた。青果品等は量り売りで購入し、持ち帰り食品店等ではプラスチック製品の使用が避けられ、店舗には「ごみゼロ」を実践するためのアイデアを与えてくれるセンスのよい商品が並ぶ。自宅でコンポストをしている知り合いによれば、ごみはほとんど出ない、という話である。

ヒアリング調査においては、異なる国出身の住民も多いという背景もあると思われるが、リサイクル分別の多くを日本ほどに住民自身が行うのは難しい、またリサイクルはエネルギーを消費することになると捉えており、「まずは廃棄物を出さないことだ」というコメントが口を揃えて聞かれた。廃棄物削減の取組内容も、廃棄物自体を出さないという根本的な点に目を向け、使い捨てのものに対しては代用品がある、既にあるものは修理したり他人と共有し合うことで長く使っていくことができる、というシンプルな発想がある。取組によっては、便利さから離れているかのように思われるが、実施するまでのプロセス等において、住民、関係者が直に議論を重ね、その進む方向性を考え、取組の必要性和価値を認識、共有し、それぞれの生活の質を問い直す立ち返りがあるように感じられた。また、コンポストの活動や連帯共同冷蔵庫等、多くの取組において多様なアソシアシオンのネットワークが存在し、その活動が住民の支持を受けて進められ、地域の取組となって広がりを見せており、自治体はサポートを行うものの、あくまでも住民主体で運営されているのが特徴的であった。また、アソシアシオンは、広いネットワークを持つことから、地域さえも超えて、活動への連帯感を共有し、ノウハウの伝授等も行え、活動を継続させていくことができているようにも思われた。そして、職員同士でも交流が活発で、気軽に様々な自治体同士で知識の共有を図り、自らの自治体の課題解決に活かしており、それを重要視している。EU という存在が背景にあり、地理的にも言語的にも、敷居低く地方の自治体が近隣諸国も含めた先進的な自治体と交流し、より良い方策を探していくことのできるグローバルな環境にある強みを感じられた。

またそのほか、廃棄物を管理するという面だけではなく、廃棄物収集作業に住民が親しみを感じる取組の実施や雇用への影響効果を示す等、「ごみゼロ」に対してあらゆる分野からストーリーを語り、それらを通して取組に対して幅広い層からの賛同が得やすくなっているように思われた。リペアカフェやコンポストの取組にみられたように、廃棄物削減を目的とした活動が、コミュニティ醸成や生涯学習にも繋がっている。グラン・ナンシーの地域防止計画でも「廃棄物対策は、環境面への取組にとどまらず、市民参加を刺激し、物及び知識の提供や共有等により連帯感、社会的絆の広がり、ウェルビーイングを促すものである。」という旨述べられている部分があり、廃棄物対策の目標実現に、他分野(とりわけ親和性の高い環境、SDG、農林水産、国際交流、観光等)との関わりを通して、その取組の意義は更に広がり、加えて、興味はあるが行動に至っていない層からの新たな実践や支持を引き寄せることができるようにも思われた。

循環型経済については、自治体では廃棄物管理と一体となった重要なコンセプトとして認識されており、「他の人の廃棄物は、他の人の資源となる」という合言葉が聞かれた。とり

わけ、先駆的に取り組むルーベ市の事例は、地域に密着した根を張った活動であり、その考え方やアプローチの仕方は、明確で興味深いものである。

本稿で今回調査した自治体の事例、職員の方のコメントは、多くのポイントが含まれていると思ったことから、できるだけ詳細に記すよう努めた。廃棄物削減への取組では、あらゆる主体の主体的な意識改革や行動変容の必要性が言われる中、フランス自治体の役割の考え方やその環境づくりは参考になるのではないかと感じた。制度的、文化的な違いはあるものの、日本の自治体においての新しい発想、企画立案の何かしらのヒントになれば幸いに思う。

最後に本稿執筆のための調査にご協力をいただいた、グラン・シャンベリー、グラン・ナンシー、ルーベ市の皆様、関わっていただいた関係者全ての皆様に深く御礼申し上げたい。

参考文献

- ・ 田中勝・大野正人編『ごみ収集 理論と実践』（丸善株式会社、2011 年）
- ・ 山谷修作著『ごみ減量政策 自治体ごみ減量手法のフロンティア』（丸善出版、2020 年）
- ・ Jean-Michel Balet, Gestion des déchets - Les différents types de déchets, les modes de collecte et de gestion, les filières de traitement - 5ème édition, France, DUNOD, 2016
- ・ Tristan Turlan, Les déchets - 2e édition – Collecte • Traitement • Tri • Recyclage, France, DUNOD, 2018
- ・ La collecte des déchets par le service public en France 2019
- ・ Code de l'environnement
- ・ LOI n° 2015-992 du 17 août 2015 relative à la transition énergétique pour la croissance verte
- ・ LOI n°2020-105 du 10 février 2020 relative à la lutte contre le gaspillage et à l'économie circulaire
- ・ Code général des collectivités territoriales
- ・ Directive 2008/98/EC
- ・ Direction de l'information légale et administrative, Vie publique, Quelle gestion des déchets en France ?
[<https://www.vie-publique.fr/eclairage/286185-quelle-gestion-des-dechets-en-france>]（最終検索日 2023 年 2 月 1 日）
- ・ ADEME Déchets chiffres-clés : L'essentiel 2021,
[<https://librairie.ademe.fr/cadic/6912/dechets-chiffres-cles-lessentiel-2021-011723.pdf>]（最終検索日 2023 年 2 月 1 日）
- ・ ADEME, Déchets chiffres-clés Édition 2023
[<https://librairie.ademe.fr/cadic/7700/dechets-chiffres-cles-edition-2023.pdf>]
（最終検索日 : 2023 年 2 月 21 日）

- ・ Cour des comptes,Prévention,collecte et traitement des déchets ménagers
,[<https://www.ccomptes.fr/fr/publications/prevention-collecte-et-traitement-des-dechets-menagers>] (最終検索日 : 2023 年 2 月 6 日)
- ・ Le Monde 2022 年 9 月 27 日公開, 9 月 28 日更新
[https://www.lemonde.fr/planete/article/2022/09/27/defaillante-peu-lisible-couteuse-la-cour-des-comptes-fustige-la-gestion-des-dechets-menagers_6143453_3244.html] (最終検索日 : 2023 年 2 月 1 日)
- ・ KSM 朝一番 2022 年 9 月 29 日 (木) No 7649 記事
- ・ 「循環経済ビジョン 2020」 2020 年 5 月 経済産業省
<https://www.meti.go.jp/press/2020/05/20200522004/20200522004-2.pdf>
- ・ 「第四次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第 2 回点検結果 (循環経済工程表) 2050 年の循環型社会に向けて」 2022 年 9 月、環境省、中央環境審議会循環型社会部会、
<https://www.env.go.jp/content/000071596.pdf>
- ・ 一般財団法人自治体国際化協会『自治体国際化フォーラム vol.396 号 2022 年 10 月号』
- ・ JETRO 地域・分析レポート「循環経済法が 2 月に施行、循環経済型社会へ大きな一歩 (フランス)」 2020 年 6 月 4 日
<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/special/2020/0601/d20d98ef8e3131f1.html>
- ・ 日本貿易振興機構、日本貿易振興機構海外調査部、(2011 年 11 月)「EU の環境に対する市民意識と環境関連政策」、[<https://dl.ndl.go.jp/pid/11506301/1/1>]
- ・ Grand Chambéry l'agglomération, [<https://www.grandchambery.fr/29-dechets.htm>]
(最終検索日 : 2023 年 2 月 1 日)
- ・ Grand Chambéry l'agglomération,[<https://www.grandchambery.fr/>] (最終検索日 : 2023 年 12 月 15 日)
- ・ Grand Chambéry l'agglomération,RAPPORT DU SERVICE PUBLIC DE PRÉVENTION ET DE GESTION DES DÉCHETS MÉNAGERS ET ASSIMILÉS 2020
- ・ Savoie Déchets [<http://www.savoie-dechets.com/>] (最終検索日 : 2023 年 12 月 15 日)

- ・ Métropole Grand Nancy, [\[https://www.grandnancy.eu/accueil\]](https://www.grandnancy.eu/accueil) (最終検索日 : 2023 年 1 月 15 日)
- ・ Métropole Grand Nancy, Programme Local de Prévention des Déchets ménagers et assimilés 2022-2026
[\[https://www.grandnancy.eu/evenements/details-evenement/news/programme-local-de-prevention-des-dechets-2022-2026-objectif-zero-dechet\]](https://www.grandnancy.eu/evenements/details-evenement/news/programme-local-de-prevention-des-dechets-2022-2026-objectif-zero-dechet) (最終検索日 : 2023 年 2 月 1 日)
- ・ Métropole Grand Nancy, Rapport annuel 2021
- ・ Métropole Grand Nancy, La Maison de l'Habitat et du Développement Durable
[\[https://mhdd.grandnancy.eu/accueil\]](https://mhdd.grandnancy.eu/accueil) (最終検索日 : 2023 年 1 月 15 日)
- ・ Association des Collectivités pour la Maîtrise des Déchets & de l'Environnement [\[https://ascomade.org/ascomade/presentation/\]](https://ascomade.org/ascomade/presentation/) (最終検索日 : 2023 年 2 月 1 日)
- ・ Ville de Roubaix, [\[https://www.ville-roubaix.fr/\]](https://www.ville-roubaix.fr/) (最終検索日 : 2023 年 2 月 1 日)
- ・ Ville de Roubaix, Zéro Déchet, [\[https://www.roubaixzerodechet.fr/\]](https://www.roubaixzerodechet.fr/) (最終検索日 : 2023 年 2 月 1 日)

【執筆者】

一般財団法人自治体国際化協会パリ事務所 所長補佐 岩田 典子

【監 修】

一般財団法人自治体国際化協会パリ事務所	所長	野村 知宏
	次長	山城 充
	調査役	神林 真美香
	調査員	Charles-Henri HOUZET